

農業経営基盤強化促進法の基本要綱

平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号

農林水産省経営局長通知

最終改正：令和 5 年 4 月 1 日付け 4 経営第 3216 号

目次

- 第 1 本法の趣旨
- 第 2 定義
- 第 3 農業経営基盤強化促進基本方針（第 5 条）
 - 1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針において定める事項
 - 2 基本方針の策定
- 第 4 農業経営基盤強化促進基本構想（第 6 条）
 - 1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想において定める事項
 - 2 基本構想の策定
- 第 5 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等（第 11 条の 11 及び第 11 条の 12）
 - 1 農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制の整備
 - 2 必要な情報の収集・相互提供
 - 3 関係者が連携した援助の実施
- 第 6 農業経営改善計画の認定制度（第 12 条から第 14 条の 3 まで）
 - 1 認定農業者制度の趣旨
 - 2 経営改善計画の作成
 - 3 経営改善計画の認定申請
 - 4 経営改善計画の認定
 - 5 専門家の活用
 - 6 経営改善計画の取消し
 - 7 経営改善計画の再認定
 - 8 認定農業者への資本金借入金の貸付け
 - 9 事業継続計画の策定の推進
 - 10 認定農業者に対する農用地集積
 - 11 関係機関等に対する認定農業者に関する情報の提供
- 第 7 青年等就農計画の認定制度（第 14 条の 4 から第 15 条まで）
 - 1 認定新規就農者制度の趣旨
 - 2 青年等就農計画の作成
 - 3 青年等就農計画の認定申請
 - 4 青年等就農計画の認定
 - 5 青年等就農計画のフォローアップ等
 - 6 青年等就農計画の変更
 - 7 青年等就農計画の取消し
 - 8 青年等就農計画の認定における例外措置
 - 9 青年等就農計画の失効
 - 10 認定農業者への円滑な移行
 - 11 認定新規就農者に対する農用地集積

- 12 認定新規就農者に対する資金の貸付け
- 13 関係機関等に対する認定新規就農者に関する情報の提供
- 第8 農業委員会が行う農用地の利用関係の調整（第16条）
- 第9 農地中間管理機構が行う特例事業（第7条から第11条の10まで）
 - 1 特例事業の趣旨
 - 2 特例事業の運営に当たっての留意点
 - 3 事業規程の承認
 - 4 特例事業の内容
 - 5 信託法の特例
 - 6 支援法人
 - 7 他の事業との調整
 - 8 国への報告
- 第10 農業経営基盤強化促進事業（第17条）
- 第11 地域計画推進事業（第18条から第22条の8まで）
 - 1 地域計画推進事業の趣旨
 - 2 農業者等による協議の場の設置等
 - 3 地域計画の作成
 - 4 地域計画の変更
 - 5 地域計画の作成・変更時の意見聴取
 - 6 地域計画の公告
 - 7 地域計画に係る個人情報の取扱い
 - 8 農業委員会による利用権の設定等の促進等
 - 9 地域計画の区域内の農用地の所有者からのあっせんの申出、買入協議
 - 10 利用権の設定等に関する協議の勧告
 - 11 地域計画の特例
 - 12 地域計画の区域における農用地利用集積等促進計画の決定
 - 13 土地改良法の特例
 - 14 農業振興地域の整備に関する法律の特例及び農地法に基づく手続き
 - 15 地域計画の策定に向けた支援
- 第12 農用地利用改善事業（第23条から第26条まで）
 - 1 趣旨
 - 2 農用地利用規程の作成
 - 3 農用地利用規程の認定
 - 4 特定農用地利用規程の有効期間及び延長
 - 5 農用地利用規程の変更及び取消し
 - 6 指導及び助言
 - 7 認定農業者等に対する利用権の設定等の勧奨等
 - 8 農業協同組合法の特例
 - 9 土地改良法の特例
- 第13 委託を受けて行う農作業の実施の推進（第26条の2及び第27条）
- 第14 法人化の推進等
- 第15 無利子貸付制度
- 第16 推進体制等
 - 1 市町村における推進体制
 - 2 都道府県における推進体制

第 17 認定農業者等に関する情報の利用又は提供

- 別紙 1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の内容
- 別紙 2 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の内容
- 別紙 3 農業経営改善計画における関連事業者等の取扱い
- 別紙 4 農業経営改善計画の認定基準
- 別紙 4 の 2 農業用施設の整備に関する事項が記載された経営改善計画の取扱い
- 別紙 5 青年等就農計画の認定基準
- 別紙 6 関係機関等に対する認定農業者及び認定新規就農者に関する情報の提供
- 別紙 7 農業経営基盤強化促進事業と他の土地利用との調整
- 別紙 8 協議の場の設置及び協議する事項の考え方
- 別紙 9 目標地図の考え方
- 別紙 10 農地中間管理機構による農用地の買入協議
- 別紙 11 農用地利用改善事業に関する留意事項

第 1 本法の趣旨

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」といいます。）は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を、関係者の意向を十分踏まえた上で明らかにし、その目標に向けて農業経営を改善する者に対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じるものです。

第 2 定義

農用地等	法第 4 条第 1 項に規定する農用地等
農用地	法第 4 条第 1 項第 1 号に規定する農用地
認定農業者	法第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画（以下「経営改善計画」といいます。）の認定を受けた者
認定新規就農者	法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者
地域計画	人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知。以下「進め方通知」といいます。）によるこれまでの人・農地プランを基礎として、法第 19 条の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（以下「目標地図」といいます。）などを明確化し、公表したものの
地域計画推進事業	地域計画の達成に向け、農地中間管理事業及び法第 7 条各号に掲げる事業の実施による農用地の利用権の設定若しくは移転又は所有権の移転を促進する事業（これと併せて法第 4 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる土地について利用権の設定等を促進するものを含みます。）

農用地利用改善団体	法第23条第1項の認定を受けた農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う団体
農地中間管理機構	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「農地中間管理事業法」といいます。）第2条第4項に規定する農地中間管理機構
農地中間管理事業	農地中間管理事業法第2条第3項に規定する農地中間管理事業
特例事業	法第7条各号に掲げる事業
農業経営・就農支援センター	法第11条の11の規定に基づき、農業経営に関する助言・指導や、新たに農業経営の開始又は農業への就業をしようとする者（以下「就農等希望者」といいます。）等からの就農等に関する相談の実施・情報の提供、就農等希望者の市町村等への紹介・調整等の業務を行う拠点として、都道府県が体制を整備するセンター

なお、法第4条第1項第2号の「木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地」は、いわゆる「混牧林地」と呼ばれる土地で、林業的土地利用と畜産的土地利用との両立を図る土地のことです。

また、法第4条第1項第3号の「農業用施設の用に供される土地」は、いわゆる「農業用施設用地」と呼ばれている土地であり、農業用施設とは、

- ア 農業用排水施設、農業用道路その他農用地又は混牧林地の保全又は利用上必要な施設
 - イ 畜舎、蚕室、温室（床面がコンクリート敷のものを含まず。）、植物工場（閉鎖された空間において生育環境を制御して農産物を安定的に生産する施設をいいます。）、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設
 - ウ 堆肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設
 - エ 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の用に供する施設
 - オ 農畜産物等又は農畜産物等を原料若しくは材料として製造され若しくは加工されたもの（カにおいて「農畜産物等加工品」といいます。）の販売の用に供する施設
 - カ 農畜産物等若しくは農畜産物等加工品これらを材料として調理されたものの用に供する施設
 - キ 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設
 - ク 農用地又はアからキまでに掲げる施設に附帯して設置される休憩所、駐車場及び便所
- をいいます。

アの用に供される土地については、一般に農用地等の附帯地として利用権の設定等が行われることが多いものと考えられますが、土地改良区等が当該土地のみについて又は開発して当該土地にすることを目的として利用権の設定を受ける場合も考えられますので、それぞれの場合に応じて農用地等の附帯地又は独立の農業用施設用地として取り扱うこととしたものです。

第3 農業経営基盤強化促進基本方針（第5条）

1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針において定める事項

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）は、都道府県が、区域ごとに次に掲げる事項（（7）に掲げる事項については、都道府県知事が、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進する必要があると認めるときに限ります。）について、おおむね5年ごとに10年間を見通した総合的な計画を定めるものです。

- (1) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向
 - (2) 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
 - (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標
 - (4) 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項
 - (5) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
 - (6) 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項
 - (7) 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項
- なお、各事項の具体的な内容は別紙1に掲げるとおりとします。

2 基本方針の策定

- (1) 基本方針は、地域の将来の農業及び農業経営の展望を示す各種の計画・構想、学識者の調査予測分析等を参考にし、更に国が示す食料・農業・農村基本計画等の将来の農業経営の展望等を参酌しつつ、都道府県が、自らの地域について策定する必要があります。
- (2) 都道府県は、基本方針の策定の前段階で、農用地、農業従事者等の基本データの収集、農業地帯別の農業構造等の分析を行うとともに、関係部局間で連絡調整を図ることが重要です。また、都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」といいます。）第42条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいいます。以下同じです。）及び農業者、農業に関する団体その他の関係者に対して意見を聴取することが法律上必要とされています。関係者としては、農地中間管理機構や農協系統組織、農業法人、認定農業者、認定新規就農者など農業の担い手が組織する団体が考えられ、これらの意見も聴くことが適当です。
- (3) 農業経営の基本的指標等の作成に当たっては、必要な専門的知識を持つ普及指導員、都道府県農業試験場職員、農業法人経営者、融資機関関係者、公認会計士や税理士、学識経験者等により構成される検討会において検討を行い、地域の特性に即したものとなるよう関係者の間で十分な議論を重ねることが望ましいと考えます。
- (4) また、基本方針は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」といいます。）第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第2条の3第1項に規定する果樹農業振興計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律

(昭和 29 年法律第 182 号)第 2 条の 3 第 1 項に規定する都道府県計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものである必要があります。

- (5) 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表し、また農政担当部局から都市計画担当部局へ、当該基本方針の写しを添えて通知するものとします。

なお、基本方針における効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標の公表に当たっては、当該指標の積算基礎データを含めたCSV形式による公表を検討するなど、当該指標のデータの利用を希望する者が活用しやすいよう利便性の向上に努めてください。

第 4 農業経営基盤強化促進基本構想（第 6 条）

1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想において定める事項

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（以下「基本構想」といいます。）は、市町村が、次に掲げる事項について、基本方針の期間につき総合的な計画を定めるものです。

- (1) 農業経営基盤の強化の促進に関する目標
 - (2) 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
 - (3) 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標
 - (4) (2) 及び (3) に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項
 - (5) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
 - (6) 農業経営基盤強化促進事業に関する事項
- なお、各事項の具体的な内容は別紙 2 に掲げるとおりとします。

2 基本構想の策定

(1) 策定手続

- ① 市町村は、基本構想策定の前段階で、あらかじめ農用地の利用の実態や農業者の経営改善に関する意向を把握するための農業者実態調査を実施するとともに、関係部局間で連絡調整を図ることが望ましいと考えます。
- ② 市町村は、基本構想の策定に当たっては、地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3569 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 2 に規定する地域農業再生協議会をいいます。以下同じです。）、農地中間管理機構、農業協同組合、農業委員会、土地改良区、農用地利用改善団体、普及指導センター、農業経営・就農支援センター等の関係団体のほか、農業法人、認定農業者、認定新規就農者、集落営農の代表者などと連携して、その内容について検討を行うこととします。
- ③ 基本構想は、基本方針と同様、農振法第 8 条第 1 項に規定する農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものである必要があります。

- ④ 基本構想は、必要に応じ法第6条第2項第1号から第6号までに掲げる事項の一部又は全部について、地域の特性に即して市町村内の地域を区分して記述することも可能です。

(2) 基本構想の同意

- ① 都道府県知事が各市町村の策定した基本構想について同意する場合、基本方針に即していることが同意要件となりますが、これは、基本方針と基本構想における数値の整合性を確認するという観点でなく、基本方針の基本的な考え方に沿った方向で、それぞれの地域の特性を踏まえて、基本構想が策定されているか否かを確認することとしてください。
- ② 都道府県知事が同意の申請を受理したときは、都道府県関係部局間で十分連絡調整を図り申請内容を検討するとともに、都道府県農業委員会ネットワーク機構等の関係機関・団体の意見を聴いた上で同意を行うことが適当です。

また、都道府県の農政担当部局は、基本構想の同意に当たって、都市計画担当部局及び林業担当部局にあらかじめ連絡するものとします。

(3) 策定後の手続

- ① 市町村は基本構想の同意を得たときは、遅滞なく、参考様式第1号により当該同意を得て基本構想を定めた旨及び当該同意に係る基本構想を市町村の公報への掲載やインターネットの利用等により公告するものとします。
- ② また、市町村は、基本構想を策定・変更した際は、都道府県知事（その区域内に、第6に基づき農林水産大臣又は地方農政局長から経営改善計画の認定を受けた者がいる場合には、都道府県知事及び農林水産大臣又は当該地方農政局長）に当該基本構想の写しを送付するものとします。
- ③ 策定した基本構想の普及、基本構想に沿った農業経営基盤の強化を促進するための措置の実施については、農業委員会等の関係機関・団体と協力して行うこととしてください。

(4) その他

市町村の廃置分合が行われた場合、廃置分合後の市町村の区域を対象とした基本構想が策定されるまでの間は、廃置分合前の市町村の基本構想がなお効力を有するものの、廃置分合後の市町村としての農業の振興方策等を速やかに地域の農業者等に明らかにすることが重要であるので、速やかに基本構想を策定することが望ましいと考えます。

また、経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月21日閣議決定）において「市町村が策定する計画は特段の支障がない限り原則として共同策定を可能とする。」とされたことを踏まえ、基本構想については、複数の市町村による共同策定を可能とします。

第5 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等（第11条の11及び第11条の12）

高齢化・人口減少が本格化する中、地域の農業を担う人材を幅広く確保し、育成するため、法第2章第3節において「農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等」を規定しています。

この「農業を担う者」とは、認定農業者、認定新規就農者等の担い手や新たに就農しようとする青年等に限らず、①農業経営を営んでいる者、②雇用されて農業に従事している者、③新たに農業を始めようとする者、④委託を受けて農作業

を行う事業を実施する者など、農産物の生産活動等に直接関わっている者が幅広く該当するものとしています。

1 農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制の整備

- (1) 都道府県は、地域の農業を担う人材を幅広く確保し育成するため、法第 11 条の 11 の規定に基づき、以下の業務を行う農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備するものとします。
 - ① 農業経営に関する援助（農業経営の改善、円滑な継承及び法人化（委託を受けて農作業を行う組織の設立を含む。）のために必要な助言・指導等）
 - ② 就農相談等に関する援助（就農等希望者やこれらの希望者を雇用しようとする農業者等からの相談対応及び情報提供、必要な情報の収集等）
 - ③ 市町村等への紹介及び就農の調整等の援助（就農等希望者の希望に応じた市町村等の関係者への紹介、就農等のために必要な調整等）
- (2) 都道府県の体制の整備に当たっては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）による改正前の法に基づく「青年農業者等育成センター」や従来の予算措置に基づく「経営サポート活動・就農サポート活動」及び「新規就農相談センター」におけるこれまでの知見・ノウハウ・体制等を活かしつつ、就農から経営発展まで一貫してきめ細やかなサポートが行える体制となるよう努めるものとします。
- (3) また、関係機関（都道府県の普及指導センター・出先事務所等、市町村、都道府県農業委員会ネットワーク機構、都道府県の区域を事業実施地域とする農地中間管理機構、指導農業士会、経営者会議、公益社団法人日本農業法人協会、農業協同組合及び農業協同組合連合会、融資機関（農協系統金融機関、銀行、信用金庫及び信用協同組合並びに株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」といいます。））、商工系団体（よろづ支援拠点、商工会連合会、商工会議所連合会）、中小企業診断士協会、税理士協会、社会保険労務士会、司法書士会等、厚生労働省都道府県労働局及び公共職業安定所等の関係機関・団体等）は、より効果的に農業を担う者の育成・確保を図るため、相互に連携して体制を整備するよう努めるものとします。
- (4) 都道府県は、整備する農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針を基本方針に記載するとともに、年度毎の具体的な業務の運用方針を運用規程等として定め、明確化するよう努めてください。なお、運用規程は参考様式第 2 号の記載例を参考にしてください。

2 必要な情報の収集・相互提供

農業経営・就農支援センターが、法第 11 条の 11 の規定に基づき、農業を担う者の確保及び育成を図るため、農業経営に関する援助、就農相談等に関する援助及び市町村等への紹介及び就農の調整等に関する援助を行うに当たっては、関係機関が実施する研修や受入体制の整備状況など様々な支援措置に関する情報を収集するとともに、就農等希望者の情報を適切に管理した上で、就農等希望者の紹介を受ける関係者に情報提供することが必要になります。

このため、法第 11 条の 12 第 1 項の規定に基づき、国、都道府県、市町村、農業経営・就農支援センター、農業委員会、農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等の関係者は、農業を担う者の確保及び育成を図るために必要

な情報を収集し、相互に提供するように努めるものとします。

なお、これらの関係者が個人情報保有するに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に取り扱うことが必要です。

3 関係者が連携した援助の実施

法第 11 条の 12 第 2 項の規定に基づき、国、都道府県、市町村、農業経営・就農支援センター、農業委員会、農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等の関係者は、相互に連携して、以下の措置を講ずるよう努めるものとします。

- (1) 経営改善計画の達成のための研修の実施（経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等）、経営の指導を担当する者の養成等の措置、農業経営の円滑な継承のための援助（助言、指導、資金の融通のあっせん等）
 - (2) 青年等就農計画の達成のための援助（助言、指導、資金の融通のあっせん等）
 - (3) (1) 及び (2) のほか、農業を担う者の確保及び育成を図るために必要な情報の収集・提供、農業を担う者に対する農用地についての利用権の設定等、農業の技術や経営方法の習得、農業経営の確立の支援等の措置
- これらの措置の効果を高めるため、都道府県は基本方針において、市町村は基本構想において、関係者の役割分担の考え方を明確化するものとします。

第 6 農業経営改善計画の認定制度（第 12 条から第 14 条の 3 まで）

1 認定農業者制度の趣旨

認定農業者制度は、農業者が基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村（二以上の市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者が、経営改善計画の認定を受ける場合において、当該二以上の市町村の区域が一の都道府県の区域内のみにある場合には都道府県知事、都道府県の区域を超える場合には農林水産大臣（当該二以上の市町村の区域が一の地方農政局長の管轄する区域内のみにある場合には、当該地方農政局長）。以下「市町村等」といいます。）が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

2 経営改善計画の作成

- (1) 経営改善計画の認定を申請する者（以下「認定申請者」といいます。）が作成する経営改善計画は、平成 15 年 9 月 12 日農林水産省告示第 1419 号（農業経営基盤強化促進法第 28 条の農林水産大臣が定める基準等を定める件。以下「告示」といいます。）に定める様式によるものとします（参考 1）。
- (2) また、経営改善計画には、認定申請者が関連事業者等と連携して行う経営改善のための措置を含めることができます。詳細については別紙 3 に掲げるとおりとします。

3 経営改善計画の認定申請

認定申請者は、農業経営を営み、又は営もうとする者であって、経営改善計画を作成して認定を受けることを希望する者です。したがって、申請先である市町村又は都道府県の区域内に農用地を所有しない者や現に住所を有していない者も認定申請を行い、認定を受けることができます。

また、次に掲げる取扱いに留意するものとします。

(1) 複数市町村にまたがる経営の取扱い

「二以上の市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする」場合については、経営改善計画に記載されている農用地又は農業生産施設が所在する区域で判断することとします。

この場合、認定申請者は、次に掲げる場合の区分に応じて、都道府県知事又は地方農政局長に認定申請を行うこととします。

- ① 当該二以上の市町村の区域が一の都道府県の区域内のみにある場合 都道府県知事
- ② 当該二以上の市町村の区域が都道府県の区域を越える場合であって一の地方農政局長の管轄する区域内のみにある場合 当該地方農政局長
- ③ 当該二以上の市町村の区域が地方農政局長の管轄する区域を越える場合 認定を受けようとする者の住所の所在地を管轄する地方農政局長（北海道農政事務局長を含みます。）

ただし、認定を受けようとする者の住所が沖縄県に所在する場合は、農業経営を営み、又は営もうとする市町村のうち、沖縄県以外の市町村の区域を管轄する地方農政局長とします。

(2) 夫婦等の共同申請の取扱い

- ① 次に掲げる事項の全てが確認できる場合にあっては、複数の者による経営改善計画の認定の共同申請を認めることとします。

ア 認定申請者が、全て同一の世帯に属する者である、又はかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含みます。）であること。なお、「同一の世帯」とは、住居及び生計を同じくする親族の集団とします。

イ 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生ずる収益が当該認定申請者の全てに帰属すること及び当該農業経営に関する基本的事項について当該認定申請者の全ての合意により決定することが明確化されていること。

ウ 当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。

- ② 現在認定を受けている経営改善計画に①で共同申請を認める共同経営者を追加する場合、又は現在認定を受けている経営改善計画において共同申請された共同経営者が共同経営者でなくなる場合については、経営改善計画の変更により対応することができます。

4 経営改善計画の認定

(1) 経営改善計画の認定要件

市町村等は、次に掲げる場合に、経営改善計画の認定を行うものとします。

- ① その計画が関係市町村（経営改善計画において、農業経営を営み、又は営もうとすることとされている全ての市町村をいいます。以下同じです。）の基本構想に照らして適切なものであること。
- ② その計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なもので

あること。

③ その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

また、その際の具体的な認定基準は別紙4に掲げるとおりとします。

なお、農業用施設の整備に関する事項が記載された経営改善計画の取扱いについては、別紙4の2に掲げるとおりとします。

(2) 関係市町村の意見聴取

都道府県知事及び農林水産大臣は、認定をしようとするときは、関係市町村に当該認定に係る経営改善計画の写しを送付して意見を聴くものとします。

この場合、当該市町村は、基本構想に照らして適切なものであること等の認定要件に則して適当か否かを判断し、都道府県知事又は農林水産大臣に意見を述べるものとします。この際、認定が適当でない旨の意見を述べる場合は、その理由を併せて示すこととします。

なお、都道府県知事又は農林水産大臣が認定した経営改善計画については、既に関係市町村の認定要件に適合していることが確認されているものであることから、当該経営改善計画を変更し、関係市町村を追加する場合には、当該関係市町村のみに意見を聴けば足り、既に意見を聴いている関係市町村からあらためて意見を聴く必要はありません。

(3) 経営改善計画の認定の処理期間

認定申請者の円滑な農業経営の支障をきたさないよう、認定に要する標準的な処理期間の目安を定めて、公表するように努めてください。

なお、計画変更の認定については、変更箇所についてのみ必要な確認を行うものであることから、標準的な処理期間にかかわらず速やかに手続を行ってください。

(4) 複数市町村にまたがる経営改善計画の認定

都道府県知事又は農林水産大臣は、認定の際に、当該認定に係る関係市町村名を示すこととします。

(5) 経営改善計画の認定の通知

市町村等が経営改善計画の認定（変更の認定を含みます。）を行ったときは、参考様式第3-1号により、認定した旨を当該認定申請者に通知するとともに、認定申請書の写しを付して、市町村にあっては、農業委員会、都道府県、農地中間管理機構その他関係機関、都道府県知事にあっては、関係市町村及び農地中間管理機構その他関係機関、農林水産大臣にあっては、関係市町村、関係市町村を区域とする都道府県及び農地中間管理機構その他関係機関にその旨を連絡するものとします。

また、市町村は、都道府県知事又は農林水産大臣から認定の連絡を受けたときは、農業委員会その他の関係機関にその旨を連絡するものとします。

(6) 経営改善計画の有効期間

経営改善計画の有効期間は、当初認定日から起算して5年とします。

また、経営改善計画を変更した場合は、当該経営改善計画の有効期間は当初認定した経営改善計画の有効期間の終期までとなります。

(7) 経営改善計画の審査体制

市町村等は、経営改善計画の認定に当たって、必要に応じて、農業者等及び税理士、中小企業診断士等の専門的な知識を有する者から意見を聴取することができます。

(8) 経営改善計画の却下

市町村等が認定申請を受けて、認定要件に適合しないと判断し認定申請を却下したときは、認定申請を却下した旨及び却下の理由、第三者から意見聴取等を行った場合はその結果の内容を当該認定申請者及び関係市町村（都道府県知事又は農林水産大臣が却下した場合に限ります。）に参考様式第3-2号を活用するなどの方法により通知するものとします。

その際、却下の理由とともに、当該市町村等に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求ができる旨及びその期間（原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月又は当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）並びに当該市町村等を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）による取消訴訟を提起することができる旨及びその出訴期間（原則として、当該処分があったことを知った日から6か月又は当該処分の日から1年を経過したとき）を記載します。

認定申請者に通知する却下の理由は、（1）の①～③に掲げる認定要件との関係を明確にして、具体的に記載してください。

（9）留意事項

認定新規就農者から経営改善計画の認定申請があった場合には、認定新規就農者が継続的に自らの経営の改善に取り組みやすくなるよう、市町村等は、その認定に当たり配慮してください。

5 専門家の活用

市町村等は、認定農業者に対し、経営改善計画に沿った経営改善を着実に進められるよう、農業経営・就農支援センターに登録された専門家の積極的な活用を促してください。

なお、市町村等において、普及指導センター、農業協同組合、農業委員会、融資機関等と連携し、適切に助言等を実施することとしている場合には、これを活用することも差し支えありません。

6 経営改善計画の取消し

（1）取消事由

経営改善計画の取消事由は、次によるものとします。

- ① 認定要件に該当しないものと認められるに至ったとき。
- ② 認定農業者又は関連事業者等が、経営改善計画に従って必要な措置を講じていないと認めるとき。

（2）留意事項

- ① 市町村等は、認定農業者が認定の取消事由に該当するに至った場合又は該当するおそれがある場合には、是正指導や助言に努めるとともに、これらの指導等にもかかわらず、認定取消事由に該当する状態が長期にわたって続き、その改善が見込まれない場合には、当該認定の取消しを行うこととします。
- ② 認定の取消しに当たっては、十分に事実確認を行うとともに、透明性を確保する観点から、計画の審査に関与した関係機関・団体等の意見も聴取した上で措置することとしてください。

なお、認定の取消しは、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分に該当することに留意してください。

- ③ 市町村等は、経営改善計画を認定する際においても、当該計画に記載さ

れた農業経営を改善するためのとるべき措置を講じていないと認められる場合には、認定を取り消すことがあり得る旨を周知することが必要です。

- ④ 関係市町村は、都道府県知事又は農林水産大臣が認定した経営改善計画について、農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていない等の取消事由に該当すると認められる場合には、都道府県知事又は農林水産大臣に情報提供してください。

(3) 認定の取消手続

行政手続法に配慮した具体的な手続方法については、次に掲げるとおりです。

① 取消しを行う旨及び聴聞を行う旨の通知の発出

ア 市町村等は、認定の取消しの対象となる認定農業者に対し、事前に認定の取消しを行う旨を書面により通知します。その際、取消しの理由について、認定要件に照らしどのように抵触するのか、又は経営改善計画に従い必要となるどういった措置を講じていないのかを具体的に提示することとします。

イ アに併せて、市町村等は、聴聞を行う旨を通知します。

ウ 市町村等は、当該通知の発出から聴聞の開催までに十分な期間をとるとともに、当該通知に、行政手続法第15条第1項及び第2項に定められた事項のほか、代理人を選定することができること、聴聞に正当の理由なく出頭しなかった場合は聴聞を終結すること等について記載します。

② 聴聞の開催

ア 市町村等は、聴聞の開催までに、聴聞の主宰者を指名します。

イ 主宰者は、聴聞において審理を行い、審理の経過を記載した調書を聴聞の期日ごとに速やかに作成します。また、聴聞の終結後、速やかに、認定の取消しの原因となる事実に対する認定農業者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、調書とともに市町村等に提出します。

③ 取消通知の送付

市町村等は、聴聞の調書及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌の上、認定の取消しが相当と判断した場合には、認定の取消しを決定し、その対象となる認定農業者に対し、参考様式第3-3号を活用するなどの方法によりその旨を通知します。

その際、取消しの理由とともに、当該市町村等に対して行政不服審査法による審査請求ができる旨等を記載します。詳細は4(8)を参照してください。

このほか、4(5)により、当該認定農業者の経営改善計画の認定を行ったときに、その旨を連絡した関係機関に、認定の取消しに係る書面の写しを送付することとします。

- ④ 経営改善計画の認定を取り消された者が、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3に規定する資金をいいます。）、農業近代化資金（農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第2の1の表中の1に規定する資金をいいます。以下同じです。）（同表中の1の①認定農業者向けに限ります。）又は農林漁業経営資本強化資金（農林漁業経営資

本強化資金実施要綱（令和5年3月31日付け4経営第3160号農林水産事務次官依命通知）第2（沖縄県にあっては、農林漁業経営資本強化資金実施要綱（令和5年3月31日付け府沖振第65号内閣府沖縄振興局長通知）第2）に規定する資金をいいます。以下同じです。）を、当該認定を取り消された経営改善計画の達成に必要な資金として借り入れている場合は、当該借入金については繰上償還等の手続が必要となります。このため、市町村等は、当該認定を取り消された者に対し、融資機関等に当該借入金に係る経営改善計画の認定が取り消されたことを報告するよう周知するものとします。

7 経営改善計画の再認定

- (1) 経営改善計画の有効期間の終期を迎える認定農業者が、継続的に経営の発展を図るためには、そのときの経営環境に適切に対応しつつ、経営内容を点検し、改善すべき点を明確に意識した上で、新たな経営改善の目標を設定し、計画的に経営改善を図っていくことが重要です。
- (2) このため、市町村等は、関係機関と連携し、認定期間を満了する認定農業者に対して、認定期間満了日までの間に時間的余裕をもって、認定農業者制度の目的・意義等を再度周知した上で、その経営意向を十分確認しつつ、当該認定農業者が新たな経営改善に継続して取り組むことが見込まれる場合は、新たな経営改善計画（以下「新計画」といいます。）の作成を促すことが必要です。
このとき、新計画の認定を希望する認定農業者は、期間を満了する経営改善計画（以下「旧計画」といいます。）の実践結果について、専門家からの助言等を受け、その達成状況についての適切な分析と課題の把握を行い、新計画を作成するよう努めるものとします。
- (3) 認定期間を満了する認定農業者から新計画の認定申請があった場合には、市町村等は、旧計画の計画内容とその達成状況を専門家からの助言等の内容等を踏まえて十分分析し、新計画の実現可能性を総合的に検討した上で、新計画の認定の可否を判断してください。

8 認定農業者への資本金借入金の貸付け

公庫は、認定農業者に対し、その財務基盤の強化を図るため、農林漁業経営資本強化資金を期限一括償還（5年1か月以上20年以内）で貸し付けることができます。

9 事業継続計画の策定の推進

市町村等は、経営改善計画の認定及び再認定の機会を捉えて、認定農業者に対し、災害等の緊急事態において円滑な事業復旧・継続を可能とするために「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP」の周知等について（令和3年1月27日付け2経営第2699号農林水産省経営局保険課長通知）により定められた自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストに基づく確認及び同通知により定められた農業版BCP（事業継続計画書）の様式に基づく計画書を策定の上、提出するよう促してください。

10 認定農業者に対する農用地集積

市町村、農業委員会及び関係機関は、認定農業者が経営改善計画に記載された農業経営の規模を当該経営改善計画に掲げる目標年度までに達成できるよう、法に基づく事業及び農地中間管理事業を活用し、認定農業者に対する農用地の集積が進むよう積極的に支援してください。

11 関係機関等に対する認定農業者に関する情報の提供

認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善を着実に進めるためには、各種支援策を実施する関係機関、個々の経営改善計画で就農地としている市町村並びに広域の認定を行う都道府県知事及び農林水産大臣等において認定農業者に関する情報を有しておくことが適当です。特に、法第30条の2に定めるとおり、国、都道府県、市町村及び農業委員会においては、認定農業者に関する情報を内部で利用又は相互に提供することができます。

また、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）においては、農業協同組合の理事の過半数が、原則として、認定農業者又は農産物販売・法人経営に関し実践的な能力を有する者でなければならないこととされており、農業協同組合から市町村等に対し、認定農業者に関する情報の照会が行われる場合があります。

このため、法第30条の2に定める場合のほか、市町村等が認定農業者に関する情報を関係機関等へ提供する際は、別紙6を参考にしつつ適切に対応することとしてください。

第7 青年等就農計画の認定制度（第14条の4から第15条まで）

1 認定新規就農者制度の趣旨

認定新規就農者制度は、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、新たに農業経営を営もうとする青年等が基本構想に示された農業経営の目標に向けて農業経営の基礎を確立しようとする青年等就農計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた者に対して無利子資金の貸付け等の支援措置を重点的に講じようとするものです。

2 青年等就農計画の作成

- (1) 青年等就農計画の認定を申請する者（以下「就農計画申請者」といいます。）が作成する青年等就農計画は、告示に定める様式によるものとします（参考2）。
- (2) 都道府県（普及指導センターを含みます。第7において同じです。）、市町村、農業者研修教育施設等の関係機関・団体等は、青年等就農計画を作成しようとする青年等に対し必要な指導・助言を積極的に行うものとします。
- (3) 都道府県、市町村、農業者研修教育施設等の関係機関・団体は、2の(2)の指導・助言を行う際には、災害等の緊急事態において円滑な事業復旧・継続を可能とするために「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP」の周知等について（令和3年1月27日付け2経営第2699号農林水産省経営局保険課長通知）により定められた自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストに基づく確認及び同通知により定められた農業版BCP（事業継続計画書）の様式に基づく計画書を策定の上、青年等就農計画に添付するよう促してください。

3 青年等就農計画の認定申請

就農計画申請者は、その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等（農業経営を開始して5年以内の青年等を含みます。以下同じです。）であって、青年等就農計画を作成して認定を受けることを希望する者です。したがって、その市町村の区域内に農用地を所有しない者や現に住所を有していない者も認定申請を行い、認定を受けることができます。

(1) 青年等の範囲

青年等就農計画を作成することができる青年等とは、次のア～ウのいずれかのものであります。

ア 青年（18歳以上45歳未満）

ただし、地域に担い手がいない等やむを得ない事情があると市町村長が認める場合には、50歳未満とします。

イ 65歳未満の者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

(ア) 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者

(イ) 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者

(ウ) 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者

(エ) 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者

(オ) (ア) から (エ) までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

ウ ア又はイに掲げる者であって法人が営む農業に従事すると認められる者が役員を過半数を占める法人

(2) 就農計画申請者に関する留意事項

ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の年齢は、農業経営の開始時の年齢で判断します。ただし、法人にあつては、登記日等農業経営を開始したと判断できる日における役員等の年齢で判断することとします。また、認定後に農業経営を開始する青年等にあつては、農業経営開始後直ちに参考様式第4-2号により市町村に報告することとします。

イ 次の(ア)及び(イ)については、農業経営の開始に当たり自らが行う農業経営についての収支を明らかにし、親族（三親等以内の者をいいます。）の経営との区分を明確にするため、自らの農業経営の経営収支に関する帳簿の記載と自己の預貯金口座の開設を行うことが必要です。

(ア) 親族の農業経営とは別に新たに農業部門の経営を開始する場合

(イ) 農業経営の継承者が親族の農業経営を全部または一部継承して農業経営を開始する場合

ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等には、過去に農業従事の経験があるが、現在は農業以外の職業に従事している者であつて、新たに農業経営を営もうとする青年等も含まれます。

エ 新たに農業経営を営もうとする青年等には、農業法人等の従業員として現に農業に従事している者も含まれます。

(3) 複数市町村にまたがる経営の取扱い

複数市町村において認定を希望する者は、それぞれの市町村に対して同一の青年等就農計画の内容で認定申請を行うことができます。

また、いずれかの市町村において既に認定を受けている者が、新たにそれ

以外の市町村に認定申請を行う場合には、認定申請書に既に認定を受けた青年等就農計画及び当該計画に係る認定書を添付し、新たに認定申請を行う市町村に提出してください。

(4) 夫婦等の共同申請の取扱い

① 次に掲げる事項の全てが確認できる場合にあつては、複数の者による青年等就農計画の認定の共同申請を認めることとします。

ア 就農計画申請者が、全て同一の世帯に属する者である、又はかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含みます。）であること。
なお、「同一の世帯」とは、住居及び生計を同じくする親族の集団とします。

イ 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生ずる収益が当該就農計画申請者の全てに帰属すること及び当該農業経営に関する基本的事項について当該就農計画申請者の全ての合意により決定することが明確化されていること。

ウ 当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。

② 現在認定を受けている青年等就農計画に①で共同申請を認める共同経営者を追加する場合、又は現在認定を受けている青年等就農計画において共同申請された共同経営者が共同経営者でなくなる場合については、青年等就農計画の変更により対応することができます。

4 青年等就農計画の認定

(1) 青年等就農計画の認定要件

市町村は、申請された青年等就農計画が次に掲げる要件を満たす場合に、その認定を行うものとします。

① その計画が市町村の基本構想に照らして適切なものであること。

② その計画が達成される見込みが確実であること。

③ 3の(1)イに掲げる者にあつては、その有する知識及び技能が青年等就農計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。

また、その際の具体的な認定基準は別紙5に掲げるとおりとします。

(2) 青年等就農計画の認定に関する処理期間

就農計画申請者の円滑な農業経営の支障をきたさないよう、認定に要する標準的な処理期間の目安を定めて公表するように努めてください。

なお、青年等就農計画の変更の認定については、変更箇所についてのみ必要な確認を行うものであることから、標準的な処理期間にかかわらず速やかに手続を行ってください。

(3) 青年等就農計画の認定の通知

市町村が青年等就農計画の認定（変更の認定を含みます。）を行ったときは、参考様式第4-1号により、認定した旨を当該就農計画申請者に通知するとともに、青年等就農計画申請書の写しを付してその旨を関係市町村、関係市町村を区域とする都道府県、農業委員会、農地中間管理機構その他関係機関に連絡するものとします。

(4) 青年等就農計画の有効期間

青年等就農計画の有効期間は、青年等就農計画の認定をした日から起算して5年（既に農業経営を開始した青年等にあつては認定をした日から、農業

経営を開始した日から起算して5年を経過した日まで) とします。

また、計画を変更した場合や、既に認定を受けている計画について新たに他の市町村で認定をした場合は、当該計画の有効期間は、当初認定した計画の有効期間の終期までとなります。

(5) 青年等就農計画の審査体制

市町村は、青年等就農計画の認定に当たっては、新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記1の第8の7及び別記2の第7の2(11)に定めるサポート体制又はこれに準じた関係者(以下「サポート体制等」といいます。)から意見を聴取することが適当です。

なお、審査は、関係者による面接等の手段により行うことが望ましいと考えます。

(6) 青年等就農計画の広域認定に当たっての市町村等との連携

複数の市町村において青年等就農計画の認定を受けようとする場合で、認定申請を受けた市町村のみで認定の可否を判断し難い場合には、関係市町村又は関係市町村を区域とする都道府県に対し、当該青年等就農計画の認定の可否を判断するために必要な情報の提供を求めること等により、適切に対応することとしてください。

(7) 青年等就農計画の却下等

市町村が認定申請を受けて、サポート体制等による意見聴取等の結果、認定要件に適合しないと判断し認定申請を却下したときは、認定申請を却下した旨及び却下の理由、当該意見聴取等の結果の内容を当該就農計画申請者に参考様式第3-2号を活用するなどの方法により通知するものとします。

その際、却下の理由とともに、当該市町村に対して行政不服審査法による審査請求ができる旨等を記載します。詳細は第6の4(8)を参照してください。

就農計画申請者に通知する却下の理由は、(1)の①~③に掲げる認定要件との関係を明確にして、具体的に記載してください。

5 青年等就農計画のフォローアップ等

認定新規就農者は、青年等就農計画に沿って農業経営の確立に向けた取組を着実に進めるため、毎年、市町村に青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況について、参考様式第4-3号を活用するなどの方法により、報告するものとします(新規就農者育成総合対策実施要綱別記1の第6の5の(1)及び別記2の第6の2の(6)ア、又は農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記1の第6の2の(6)アの規定に基づき、就農状況報告を提出している場合は、青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況について報告しているとみなします。)

市町村は、毎年、認定新規就農者の青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況等について、参考様式第4-4号を活用し面談するなどの方法により、把握するものとします(新規就農者育成総合対策実施要綱別記1の第8の5及び別記2の第7の2の(5)、又は農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記1の第7の2(5)の規定に基づき、市町村が確認をしている場合は、青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況等を把握しているとみなします。)

その上で、必要な場合には、都道府県、農業協同組合、農業委員会、融資機

関、サポート体制等、第6の5に掲げる専門家等と連携して指導・助言等を実施し、その指導結果等を整理するものとします。

このような取組により、青年等就農計画の最終年である5年目においては、当該青年等就農計画に記載された目標が確実に達成されるよう努めてください。

6 青年等就農計画の変更

認定新規就農者は、青年等就農計画に記載された目標の営農部門又は就農地を変更する場合、2割以上の増減を伴って所得目標又は年間農業従事日数を変更する場合等には、当該変更について市町村の認定を受けることが必要です。

7 青年等就農計画の取消し

(1) 取消事由

青年等就農計画の取消事由は、次によるものとします。

- ① 認定要件に該当しないものと認められるに至ったとき。
- ② 認定新規就農者が、青年等就農計画に従って必要な措置を講じていないと認めるとき。なお、病気、災害等のやむを得ない理由により営農を休止する場合は必ずしも取消事由とはなりません。
- ③ 法人にあっては第7の2の3(1)ウに掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 留意事項

- ① 市町村は、認定新規就農者が認定の取消事由に該当するに至った場合又は該当するおそれがある場合には、是正指導や助言に努めるとともに、これらの指導等にもかかわらず、認定取消事由に該当する状態が長期にわたって続き、その改善が見込まれない場合には、当該認定の取消しを行うこととします。
- ② 認定の取消しに当たっては、十分に事実確認を行うとともに、透明性を確保する観点から、計画の審査に関与した関係機関・団体等の意見も聴取した上で措置することとしてください。
なお、認定の取消しは、行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分
に該当することに留意してください。
- ③ 市町村は、青年等就農計画を認定する際においても、当該計画に記載された措置を講じていないと認められる場合には認定を取り消すことがあり得る旨を周知することが必要です。

(3) 認定の取消手続

行政手続法に配慮した具体的な手続方法については、次に掲げるとおりです。

① 取消しを行う旨及び聴聞を行う旨の通知の発出

ア 市町村は、認定の取消しの対象となる認定新規就農者に対し、事前に認定の取消しを行う旨を書面により通知します。その際、取消しの理由について、認定要件に照らしどのように抵触するのか、又は青年等就農計画に従い必要となるどういった措置を講じていないのかを具体的に提示することとします。

イ アに併せて、市町村は、聴聞を行う旨を通知します。

ウ 市町村は、当該通知の発出から聴聞の開催までに十分な期間をとるとともに、当該通知に、行政手続法第15条第1項及び第2項に定められた

事項のほか、代理人を選定することができること、聴聞に正当の理由なく出頭しなかった場合は聴聞を終結すること等について記載します。

② 聴聞の開催

ア 市町村は、聴聞の開催までに、聴聞の主宰者を指名します。

イ 主宰者は、聴聞において審理を行い、審理の経過を記載した調書を聴聞の期日ごとに速やかに作成します。また、聴聞の終結後、速やかに、認定の取消しの原因となる事実に対する認定新規就農者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、調書とともに市町村に提出します。

③ 取消通知の送付

市町村は、聴聞の調書及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌の上、認定の取消しが相当と判断した場合には、認定の取消しを決定し、その対象となる認定新規就農者に対し、参考様式第3-3号を活用するなどの方法によりその旨を通知します。

その際、取消しの理由とともに、当該市町村に対して行政不服審査法による審査請求ができる旨等を記載します。詳細は第6の4(8)を参照してください。

取消しを通知したときは、サポート体制等、都道府県、農業委員会等の機関及び青年等就農資金等の12に掲げる資金の貸付けを行う融資機関に連絡するものとします。

8 青年等就農計画の認定における例外措置

青年等就農計画の有効期間の終期を迎える認定新規就農者のうち、やむを得ない事情により農業経営の開始日が認定時の予定から遅れたことにより、計画の有効期間が農業経営開始から起算して5年を経過する日より前に満了する者にあつては、当初の農業経営の開始日からやむを得ない事情により農業経営の開始が遅れた期間について、追加で青年等就農計画の申請及び認定を受けることができます。

9 青年等就農計画の失効

青年等就農計画の有効期間内に経営改善計画の認定を受け、認定農業者となった場合には、経営改善計画の認定の日から、当該青年等就農計画の効力を失います。

10 認定農業者への円滑な移行

- (1) 青年等就農計画の有効期間の終期を迎える認定新規就農者は、継続的に自らの経営の改善に取り組むことが重要です。
- (2) このため、市町村は、農業経営・就農支援センター及びその他の関係機関・団体等と連携し、認定期間を満了する認定新規就農者に対して、認定期間満了日までの間に時間的余裕をもって、認定農業者制度の目的・意義等を周知した上で、経営改善計画の作成を促すよう努めてください。
- (3) また、農業経営・就農支援センターは、就農から経営発展まで一貫してきめ細やかなサポートを行う機能を有していることを踏まえ、市町村と連携して、第6の5に規定する専門家を派遣して経営診断を行うなど、認定農業者への円滑な移行に必要なサポートを行うよう努めてください。

11 認定新規就農者に対する農用地集積

市町村、農業委員会及び関係機関は、認定新規就農者が青年等就農計画に記載された農業経営の規模を青年等就農計画に掲げる目標年度までに達成できるよう、法に基づく事業及び農地中間管理事業を活用し、認定新規就農者に対する農用地の集積が進むよう積極的に支援してください。

12 認定新規就農者に対する資金の貸付け

認定新規就農者は、以下の（１）～（３）に掲げる資金を借り受けることができます。

（１）青年等就農資金

認定新規就農者は、青年等就農計画の目標達成を図ろうとするのに必要な資金として、公庫から青年等就農資金の借入れを行うことができますが、その内容は青年等就農資金基本要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 経営第 3702 号農林水産事務次官依命通知）により定められています。

（２）経営体育成強化資金

認定新規就農者は青年等就農計画の目標達成のために必要な農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）の取得のために経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成 13 年 5 月 1 日付け 13 経営第 303 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の I の 1 の（２）に掲げる資金に限ります（沖縄県にあっては、経営体育成強化資金実施要綱（平成 13 年 5 月 1 日付け府沖振第 277 号内閣府沖縄振興局長通知）第 2 の 1 の（２）に掲げる資金に限ります。）の借入れを行うことができますが、その際、貸付限度額は 1,000 万円とし、据置期間を 3 年以内から 5 年以内に延長する特例措置があります。

（３）農業近代化資金

認定新規就農者は青年等就農計画の目標達成のために必要なものに農業近代化資金の借入れを行うことができますが、その際、据置期間を原則 3 年以内から 5 年以内に延長するとともに、償還期限を原則 15 年以内から 17 年以内に延長する特例措置があります。

13 関係機関等に対する認定新規就農者に関する情報の提供

認定新規就農者が青年等就農計画に沿って経営の確立に向けた取組を着実に進めるためには、各種支援策を実施する関係機関・団体、個々の青年等就農計画で就農地としている市町村及び当該市町村を区域とする都道府県等においても認定新規就農者に関する情報を有しておくことが適当です。特に、法第 30 条の 2 に定めるとおり、国、都道府県、市町村及び農業委員会においては、認定新規就農者に関する情報を内部で利用又は相互に提供することができます。

農業協同組合法においては、農業協同組合の理事の過半数を、原則として、認定農業者又は農産物販売・法人経営に関し実践的な能力を有する者でなければならないとされているところ、この原則によらなくてよい場合として、農業協同組合法施行規則（平成 17 年農林水産省令第 27 号）において理事の定数の一定割合以上が認定農業者に準ずる者（農業協同組合法施行規則第 76 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する認定農業者に準ずる者をいう。以下同じ。）である場合等が規定されています。認定新規就農者は、この認定農業者に準ずる者に該当

する者とされております。

このため、法第 30 条の 2 に定める場合のほか、市町村が認定新規就農者に関する情報を関係機関・団体等へ提供する際は、別紙 6 を参考にしつつ適切に対応することとしてください。

第 8 農業委員会が行う農用地の利用関係の調整（第 16 条）

農業委員会は、認定農業者又は認定新規就農者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出があった場合には、その申出の内容（当該申出の内容が地域計画の区域内の農用地に係るものである場合には、当該申出の内容及び当該地域計画の内容）を勘案して農用地の利用関係の調整に努めるものとします。

第 9 農地中間管理機構が行う特例事業（第 7 条から第 11 条の 10 まで）

1 特例事業の趣旨

特例事業は、農地売買等事業、農地売渡信託事業、農地所有適格法人出資育成事業（現物出資を行うものに限りまゝ。）及び研修等事業により構成されており、これらの事業がこれまで農地の利用集積に一定の役割を果たし、今後も地域によっては役割を果たしうることを踏まえ、農地中間管理機構の組織・機能を活かして、引き続きこれらの事業を実施することができるよう措置するものです。なお、特例事業の事務の処理に当たっては、農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準（平成 12 年 9 月 1 日付け 12 構改 B846 農林水産事務次官依命通知）を参照してください。

2 特例事業の運営に当たっての留意点

特例事業の運営に当たっては、以下に掲げる点に留意することとします。

- (1) 農地中間管理機構は、その位置付けられている基本方針に基づき、その事業実施地域に係る農業振興地域整備計画の内容に則して適正かつ円滑に特例事業を行うこと。
- (2) 農地中間管理機構は、行政機関、農協系統組織、農業委員会組織、普及指導センター等関係機関・団体との協調に努めること。
- (3) 都道府県知事は、特例事業について随時その実態の把握に努め、農地中間管理機構に対し適切な指導と助言を行うとともに、必要に応じて法に基づく監督措置を講ずること。

3 事業規程の承認

農地中間管理機構が特例事業の全部又は一部を行おうとするときは、農地中間管理事業規程とは別に特例事業についての事業規程を作成し都道府県知事がこれを承認する必要があります。

4 特例事業の内容

特例事業の具体的な内容は（1）から（4）までのとおりです。

(1) 農地売買等事業

本事業は、農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業です（貸借による権利移転は農地中間管理事業で行うことが可能であるため、特例事業では農用地等の借受けは対象にしていませ

ん。)。なお、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するため、農業用施設の用に供される土地も当該事業の対象としています。

(2) 農地売渡信託等事業

本事業は、売買差損の発生のため農地の売買による事業では対応しにくい農地価格の下落地域等において農地売買等事業を補完し、離農農家、規模縮小農家が保有する優良農地を担い手に再配分するため、農地の売渡信託を引き受け、併せて信託の委託者に対して資金を貸し付ける事業です。

(3) 農地所有適格法人出資育成事業

本事業は、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいいます。以下同じです。）の自己資本の充実と経営規模の拡大を図るため、農地所有適格法人に対して農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその出資に伴い付与される持分又は株式の全てを当該農地所有適格法人の他の構成員に計画的に譲渡する事業です。

(4) 研修等事業

本事業は、農地中間管理機構が農業経営を担うべき者を育成するため、新規就農者等に対して農業の技術、経営の方法に関する実地研修等を中間的に保有する農用地等を活用して行う事業です。

5 信託法の特例

農地売渡信託等事業の実施に当たり、信託法（平成18年法律第108号）の適用上必要な特例措置が講じられています（法第11条第1項による農地中間管理事業の推進に関する法律の読み替え。）。

6 農用地利用集積等促進計画における特例事業の取扱い

特例事業を行う農地中間管理機構は、農地中間管理事業法第18条第1項の農用地利用集積等促進計画に、特例事業に関する事項として農用地等の所有権の移転に関する事項を含めることができます。

これにより、当該農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画で、農地中間管理権の設定等、賃借権の設定等、農作業の受委託及び所有権の移転を行うことができます。

7 支援法人

特例事業を行う農地中間管理機構の活動を支援していくために、支援法人が法律上位置付けられています。

支援法人の業務は、農地中間管理機構に対する債務保証、資金の貸付け及び助成等が定められています。

農地中間管理機構は、支援法人が行うこれらの支援を活用し、特例事業の積極的な展開を図っていくこととしています。

8 他の事業との調整

特例事業は、その位置付けられている基本方針に基づき、その事業実施地域に係る農業振興地域整備計画の内容に即し、かつ農業構造の改善に資するための次に掲げる事業との連携・調和を図りつつ実施するものとします。

(1) 地域計画推進事業

- (2) 農地中間管理事業
- (3) 農業者年金基金の行う農地等の借受け及び貸付けの事業
- (4) 農作業受託を促進する事業
- (5) 農用地等の簡易な条件整備事業
- (6) 交換分合、換地処分を伴う土地改良事業その他特例事業の実施地域内における農地保有の合理化に資するために行われる農用地等の権利の移動又は農業用施設等の取得に関する事業

9 国への報告

- (1) 都道府県知事は、法第8条第1項の規定により事業規程を承認したときは、速やかに当該承認書の写しにその他必要な書類の写しを添えて、その旨を地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。（2）及び（3）において同じです。）に報告するものとします。
- (2) 都道府県知事は、年度開始後速やかに当該都道府県下の農地中間管理機構が行う事業に係る当該年度の事業計画を地方農政局長に提出するものとします。また、前年度の事業実績については、年度開始後3ヶ月以内に前年度末の財務諸表を添えて地方農政局長に報告するものとします。
- (3) 都道府県知事は、事業規程の承認の取消を行った場合には、当該取消通知書の写し、取消事由及び当該農地中間管理機構が特例事業の実施により買入れをした農用地等を保有している場合におけるその処分についての所見を添えて、その旨を速やかに地方農政局長に報告するものとします。

第10 農業経営基盤強化促進事業（第17条）

農業経営基盤強化促進事業は、法第4条第3項各号に定める地域計画推進事業、農用地利用改善事業の実施を促進する事業等をいいます。

本事業の実施の原則としては、

- ① 農振法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農用地の農業上の計画的かつ効率的な利用を積極的に進める方向で実施すること
- ② 都市計画法第7条第1項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限ります。以下「市街化区域」といいます。）では、農業経営基盤強化促進事業を行わないこととされています。

なお、農業経営基盤強化促進事業と他の土地利用との調整については、別紙7のとおりです。

第11 地域計画推進事業（第18条から第22条の8まで）

1 地域計画推進事業の趣旨

地域計画推進事業は、市町村が地域の農業者等の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その中で地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る事業です。

基本構想を策定している市町村は、市街化区域を除き、都市部や中山間地域の別に関わらず、地域計画を策定するものとします。

なお、農地中間管理機構は、地域計画の区域外についても、農地中間管理事業及び特例事業を通じて利用権の設定等を行うことができます。

2 農業者等による協議の場の設置等

地域計画は区域における農業の将来の在り方や農用地の具体的な利用の姿を示すものであることから、協議の場においてできるだけ幅広く関係者の意見が出され、その結果を踏まえ、作成されることが重要です。

(1) 協議の場の設置（第18条第1項）

市町村は、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに協議の場を設けることとし、具体的には、地形や水利等の自然的条件、農産物の生産状況や圃場整備の状況等の経済的・社会的条件、自治会や校区等の社会的条件を考慮し、農用地の集約化等に向けた取組について、農地の出し手や受け手の話し合いや合意形成が行いやすく、その取組の着実な実現が図られると考えられる区域ごとに協議の場を設けるものとします。

協議の場の設置及び協議する事項の考え方は別紙8に掲げるとおりです。

(2) 協議の進め方

① 推進体制の整備

市町村は、協議を円滑に進めるため、集落等の代表、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、都道府県（農業振興部局、普及指導員）等と相談・調整の上、役割分担を明確化した推進体制を整備してください。

② 協議の場を開催する準備（第18条第2項）

協議に当たって、市町村は、協議に係る区域の関係者の理解と協力を得るため、農業委員会の情報提供を受け、地域の農業者の年齢別構成（70歳以上の者の就農の状況など、一定年齢階層の状況をまとめて記載することが有効です。）及び農業後継者の確保状況等の情報を基に作成した地図を活用した情報の提供やその他の必要な措置を講ずることとしています。

(i) 協議の場において活用する地図は、対象区域の農用地利用の現況を客観的に把握するためのものです。なお、地図の作成に当たっては、農林水産省地理情報共通管理システム（以下「eMAFF 地図」といいます。）を活用することが適当です。

(ii) 実のある協議とするため、農用地等や水利等の過去の経緯や市町村における人口や農業就業人口の見通しなどの客観的なデータを提示するなどにより、参加者が将来の具体的な状況を認識できるようにすることが重要です。

(iii) 市町村及び農業委員会は、説明会の開催や関係者へのアンケート調査等により、協議が行われる区域内で農用地等を保有し、又は利用する者の理解と協力をできる限り得ることを心がけてください。

(iv) 市町村は、協議の開催に当たり参加者に対し、当該協議を経て作成される地域計画では、農業を担う者ごとに将来利用する農用地等が目標地図でイメージとして公表されることを十分に周知してください。

(v) 市町村は、国が定める食料・農業・農村基本計画及び農用地等の確保

等に関する基本指針に基づき、国内の農業生産に必要となる農地の確保が図られるよう、これらの情報を協議の場において提供してください。

③ 協議の場の参加者

ア 協議の場への参加

協議の場に、具体的にどのような方々に話合いに参加してもらうかについては地域の実情に応じて市町村が判断していただいても構いませんが、地域計画は地域の農業の将来の在り方等を関係者が皆で考える重要な取組であるため、下記のようにできるだけ幅広く関係者から意見を聴くことが重要です。ただし、協議への参加は義務ではありません。

- (i) 農業者（集落の代表者、認定農業者、集落営農、入作農業者、10年後の農用地等の継続的な利用が見込まれる農業者、10年後までに農用地等の出し手になると見込まれる農業者、新規就農者、女性農業者、若手農業者、新たに地域で農業を行う新規就農希望者等）
- (ii) 農用地等の所有者の代表者（農用地利用改善団体等）
- (iii) 市町村
- (iv) 農業委員、農地利用最適化推進委員
- (v) 農業協同組合
- (vi) 農地中間管理機構の農地相談員（農用地等の所有者等への働きかけ、受け手の掘り起こし等、現場活動を行う機構の職員をいいます。）
- (vii) 土地改良区
- (viii) 都道府県（農業振興局、普及指導センター、出先事務所等）
- (ix) その他の当該区域の関係者（農産物の販売先となる事業者、農村型地域運営組織（農村 RMO）等）

イ 協議の場における留意点

農用地の集積・集約化の方針を話し合うに当たっては、農用地の受け手の農業経営に支障が生じないようにする必要があります。

このため、農用地を集約化した上で作業をしやすくする、出し手が保全管理に参画するなど受け手の営農条件を整えることに配慮するとともに、受け手の意向も十分に踏まえることが必要です。

市町村をはじめとする関係機関は、この点に十分留意してください。

④ 協議の場の運営

市町村は、協議の日時・場所・内容等を調整しながら③の参加者に呼びかけ、協議の場を開催するものとします。

この際、市町村の職員、農業委員、農地利用最適化推進委員、普及指導員等が協議の進行役を務め、話合いを進めてください。

地域の実情に応じて、協議を円滑に進めるための専門人材（農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業協同組合、土地改良区の職員やこれらのOBなど）を活用することも考えられます。

⑤ 関係機関の役割

協議の場における関係機関の役割分担は下記のとおりです。なお、関係機関が協議の場において提供する資料の考え方は別紙8に掲げるとおりです。

- (i) 都道府県は、都道府県内の地域計画の作成の進捗管理を行うとともに、都道府県段階の関係機関（都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会、都道府県土地改良事業団体連合会等）と連携体制を構築し、それ

ら関係機関が一体となって、実のある地域計画の作成に向けて全面的に市町村のサポートを行ってください。また、新規就農者等の情報提供など農業経営・就農支援センターとしての機能を十分に発揮するとともに、普及指導員を協議の場に積極的に参加させるなど、主体的な役割を果たすことが重要です。

- (ii) 市町村は、全体の進捗管理を行うとともに、関連する市町村段階の計画や協定を参考に地域計画の作成を進めてください。また、協議の場の運営に当たっては、コーディネーターの派遣や、新規就農者等や後継者などの情報提供、受け手となる担い手による話合いの機会の提供等により、充実した協議を行うことが重要です。
- (iii) 農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員を協議の場に参加させるとともに、当該地域における農用地の出し手及び受け手の意向、新規就農者及び後継者の情報、遊休農地及び所有者不明農地並びに国有農地の情報を提供してください。
- (iv) 農地中間管理機構は、農地相談員を通じて地域外の受け手候補の情報や意向を提供してください。
- (v) 農業協同組合は、地域農業振興計画等の基本計画、組合員の経営意向、自らや子会社が行う担い手の支援・確保に関する取組の情報の提供を行ってください。
- (vi) 土地改良区は、土地改良事業・施設改修の計画や土地改良施設の整備状況に関する情報提供、組合員の経営意向の提供を行ってください。

⑥ 協議の結果の公表

市町村は、協議の結果を取りまとめ、インターネットや掲示など、関係者だけでなく地域住民にもアクセスしやすい方法で公表するものとします（協議の結果の様式は参考様式第5-1号を参照してください。）。

⑦ 旧農地中間管理事業法第26条に基づく協議の結果の活用

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第1項に規定する農業者等による協議の場において、当該区域における農業の将来の在り方、農業上の利用が行われる農用地等の区域、その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について、既に話合いが行われている場合、その話合いの結果を、地域計画の協議の場の結果とみなすことができます。

3 地域計画の作成

市町村は、2の協議の結果を踏まえ、参考様式第5-2号により地域計画を定めるものとします。この際、都道府県は、市町村による地域計画の作成状況を確認し、その円滑な作成に向け、進捗管理を行ってください。

地域計画は、基本構想の期間につき定めるものとし、地域農業の実情を踏まえ農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため適切な水準に至った段階で地域計画を定めるという法第18条及び第19条の趣旨から、協議の結果の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図る見地から相当であると市町村が認めた場合に定められます。この際、相当であると認められない場合は、地域計画の作成に向け、次の協議を円滑に実施するための措置を講じてください。

(1) 記載事項

地域計画では下記の事項を定めることとします。

- ① 地域計画の区域
- ② ①の区域における農業の将来の在り方
- ③ ②の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
- ④ 農業者その他の①の区域の関係者が③の目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

(2) 目標地図の作成

市町村は、(1)の③の目標として、(1)の①の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、目標地図に表示するものとします。目標地図の考え方については、別紙9のとおりです。

また、地域計画には、農業を担う者として、その後の10年間につき、農業経営を営むことが見込まれる者又は委託を受けて農作業を行うことが見込まれる者を記載するものとします。

なお、「農業を担う者」としては、将来において農用地等を利用する者として以下の者が考えられます。

- (i) 認定農業者等の担い手（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者）
- (ii) (i)以外の多様な経営体（継続的に農用地利用を行う中小規模の経営体、農業を副業的に営む経営体等）
- (iii) 委託を受けて農作業を行う者

また、農業を担う者として位置付けられた者が不測の事態（怪我、病気等）により、農用地等の利用を継続できなくなる状況が生じる可能性もあることから、可能な範囲で、そのような状況において代わりに農用地等の利用を行う者をあらかじめ位置付けておくことが望ましいと考えます。

① 市町村による目標地図の作成

市町村は、農業委員会に対し、地域計画のうち目標地図の素案を作成し、提出するよう求めるものとします。

② 農業委員会による目標地図の素案の作成

農業委員会は、区域内の農用地の保有及び利用の状況、当該農用地を保有し、又は利用する者の農業上の利用の意向その他の農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報を勘案して、目標地図の素案を作成するものとします。この際、農業委員会は、市町村と連携しながら、農用地の所有者や受け手等と調整を進めてください。

「農用地の所有者又は利用者の農業上の利用の意向」の把握は、農業委員会が利用状況調査、利用意向調査、日常の戸別訪問及び相談活動等の機会を捉えて、毎月取り組むことが望ましいと考えます。その際、タブレットにより意向等の情報を集約し、それらの情報を eMAFF 地図に反映すると効率的です。また、意向把握と併せて、農地中間管理機構の活用及び農用地の集約化への協力について積極的に働きかけることが適当です。

(意向等の情報の例)

- (i) 今後の経営の意向（規模拡大、現状維持、規模縮小（離農）等）
※ 規模拡大の場合は、時期、面積、エリア等
- (ii) 農用地等毎の意向（貸し付けたい、農作業を委託したい等）
※ 貸し出したい場合は、実行時期・期間、権利の種類等

③ 関係機関の協力

農業委員会は、目標地図の素案を作成するために必要があるときは、農地中間管理機構に対し、地域計画の区域外において農業経営を営む者であって当該区域内の農用地について借受け等を希望する者（以下「地域外の受け手候補」といいます。）及び委託を受けて農作業を行う者に関する情報の提供を求めることができます。この場合、農地中間管理機構の農地相談員は地域外の受け手候補と借受けに係る条件等を調整することとなります。

また、その他の関係者に対しては、以下のような協力を求めることができます。

(i) 農業協同組合

組合員の経営意向（生産振興、農用地等の利用調整に係る情報）

(ii) 土地改良区

管内の土地改良事業、水利施設の情報

(iii) 農業経営・就農支援センター

新規就農希望者等の情報

(iv) 都道府県農業会議

当該会議が事務局を務める経営者組織、都道府県の農業法人協会等の団体の会員の意向

④ 農作業委託の活用等

③により地域外の受け手候補者の掘り起こしなどを行った上で、受け手が見つからない場合には、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関は、地域の農用地等の農業上の利用をできる限り確保するため、以下のような組織へ農作業を委託することを検討してください。

(i) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）に基づく多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活動組織

(ii) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者

(iii) 農村型地域運営組織（農村 RMO）

その上で、目標地図の作成時にこれらの受け手が見つからないなどにより将来農業を担う者を示すことが難しい農用地については、当初の目標地図では「今後検討等」とした上で、目標地図の作成後にも調整しながら、目標地図を随時変更するようにしてください。区域内の農用地等における農業を担う者を関係者が一体となって不断に探し続けることが重要です。

⑤ 市町村による目標地図の素案の取扱い

目標地図の素案の提出を受けた市町村は、素案に基づいて目標地図を含む地域計画を作成するものとします。

(3) 地域計画の要件

地域計画は下記の要件に該当する必要があります。

① 基本構想に即するとともに、法第 5 条第 4 項に規定する計画（農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画）との調和が保たれたものであること。

② 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総

合的な利用を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合すること。具体的には、以下の事項を適切に定めているものであること。

(i) 法第19条第2項第1号の区域において生産する主な農畜産物

地域の地域農業振興計画等を踏まえて、将来的にどの作物の生産を振興するのか、どのような産地形成を図るのか等を記載することとします。

(ii) 当該区域における農用地等の利用の方針

区域内の農用地の利用集積・農用地の集団化（集約化）の進め方等を記載することとします。必要に応じて、有機農業を行うエリア、新規参入を促進するエリア等を設定することについても記載してください。

(iii) 当該区域における効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

基本構想に定める目標に即して、地域計画の区域ごとに定量的な目標を記載することとします。中山間地域や担い手が著しく不足する地域などにあっては、地域の実情に即して、目標設定することも可能です。

(iv) 当該区域における農用地の集団化に関する目標

農用地の集団化に関する目標については、団地（一の耕作者によって利用される連坦した農地であって、概ね1ha（中山間地域では概ね0.5ha）以上のもの）に該当する農地面積の増加を進めるものとします（団地数については、地域によって、既存の団地の集団化によって減らしていくことが適当な場合もあれば、分散した小規模農地の集団化によって新規の団地を増やしていくことが適当な地域もあるため、一律の目標設定はしないこととします。）。

（連坦した農地）

- ・ 畦畔で接続する農地
- ・ 農道又は水路等を挟んで接続する農地
- ・ 各々一隅で接続する農地
- ・ 段状に接続する農地
- ・ 借受希望者（耕作者）の宅地に接続している農地

ただし、樹園地等において、自然災害や病虫害からのリスク分散等の観点から、必ずしも集団化を進めることが適切ではない土地については、農用地の集団化の対象から除くことができます。

(v) (iii) 及び (iv) の目標を達成するためにとるべき措置

農用地の利用の集積及び集団化に向けた具体的な取組の内容として、農地中間管理機構の活用方法、基盤整備事業の取組、農業を担う者の確保・育成、農作業受委託の取組、農業用施設の整備等に関する事項を記載してください。

4 地域計画の変更

市町村は、地域計画の作成後において、受け手がいない農用地で新たに受け手が見つかった場合や新たに有機農業や輸出産地づくりに取り組むため農用地利用の在り方を変更する場合、公共用地や農業の振興を図るために必要

な施設等の用地に供するため農地を転用する場合など、情勢の推移により必要が生じたときは、地域計画を変更してください。

この際、軽微な変更を除き、関係機関への意見聴取や公告・縦覧を経て、地域計画を定める必要がありますが、短期間のうちに複数の変更を行う必要が生じた場合等には、関係機関への意見聴取や公告・縦覧の手続を適宜にまとめて行うこともできます。

軽微な変更とは、地域計画の内容に実質的な変更を伴わないものであって、下記のようなものが考えられます。

- (i) 区域の名称の変更又は地番の変更
- (ii) 農用地等を利用する農業を担う団体（法人を除きます。）が、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする法人となったことに伴う地図の変更
- (iii) 農業を担う者の相続に伴う目標地図の変更
- (iv) その他、地域計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

なお、地域計画の区域内の農用地を農業用施設の目的に供するため転用する場合、農業用施設の用に供される土地として、地域計画に位置付ける必要があります。

また、地域計画の区域内の土地については、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるときに限り、農用地区域からの除外や農地転用許可を行うことができます。

このため、農用地区域からの除外や農地転用許可に際してあらかじめ地域計画を変更しておく必要があります。この場合、6の(3)の地域計画の変更公告の前に農振法による農用地区域からの除外手続や農地法による転用許可の手続に係る調整を開始して差し支えありませんが、農業振興地域整備計画の変更案の公告・縦覧等の手続は、地域計画の変更公告後に行う必要があります。

5 地域計画の作成・変更時の意見聴取

市町村は、地域計画を定め、又は変更するときは、軽微な変更を除き、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合その他の関係者の意見を聴くこととします（進め方通知に基づく検討会を開催することにより意見聴取を行っていただいて差し支えありません）。また、市町村は、地域計画の案の公告の前に説明会を実施し、できる限り関係者の理解を得られるように配慮してください。

この際、農業委員会が作成した素案どおりに目標地図が作成されている場合には、農業委員会の事務は形式的な確認であることから、農業委員会の事務局長等による専決処理とすることができます。

6 地域計画の公告

- (1) 市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（軽微な変更を除きます。）は、その旨を市町村の公報への掲載やインターネットの利用等を通じて公告し、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供することとします。
- (2) また、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに市町村に意見書を提

出すことができます。

利害関係人から提出のあった意見書については、その要旨及び処理結果を一覧表に記載すること等により、その内容ごとに要旨、提出数及び処理結果を公表することが適当です。

なお、利害関係人は、農用地等の出し手や受け手、地区の農用地等を借り受ける意向のある者、協議の場に参加した者などが考えられます。

- (3) 市町村は、地域計画を定め、又は変更したときは遅滞なくその旨を公告するとともに、都道府県知事、農業委員会及び農地中間管理機構に地域計画の写しを送付することとします。

公告の方法は、市町村の公報への掲載やインターネットの利用等により行うこととしてください。

- (4) 都道府県は、(3)により市町村から提出のあった地域計画の写しについて、翌年度の5月までに地方農政局等（北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局を含みます。15において同じです。）に提出するものとします。

7 地域計画に係る個人情報の取扱い

市町村は、法第19条の規定により地域計画に農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、同条第6項の関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

8 農業委員会による利用権の設定等の促進等（第21条）

- (1) 農業委員会は、地域計画の区域内において、地域計画の達成に資するよう、その区域内の農用地等について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（以下「所有者等」といいます。）に対し、当該農用地等について農地中間管理機構に利用権の設定等を行うことを積極的に促してください。

具体的には、農業委員会が3(2)②において把握する情報を活用し、利用権の設定等を予定した日（地域計画の公告の日又は直近の意向調査の日から起算）の1年前の日が到来した場合には、速やかに所有者等及び受け手の候補者に対してその旨を通知することとし、その後も地域計画を踏まえ利用権の設定等が行われるよう進行管理に努め、必要な手続を行うこととしてください。

- (2) 地域計画の区域内の農用地等の所有者等は、当該農用地等について農地中間管理機構に対する利用権の設定等を行うように努めるようにしてください。

具体的には、利用権の設定等を予定した日が近接した場合のほか、農閑期や所有者等の世代交代のタイミング等を捉えて手続することが適当な場合には、農地中間管理機構に申し出ることとしてください。

9 地域計画の区域内の農用地の所有者からのあっせんの申出、買入協議（第22条）

農業委員会が地域計画の区域内の農用地の所有者からあっせんの申出を受け、買入協議を行う場合には、以下の定めによるほか、別紙10の定めにより行うこととしてください。

- (1) 農業委員会は、地域計画の区域内の農用地の所有者から当該農用地について所有権の移転についてあっせんを受けたい旨の申出があり、かつ、当該農用地について農地中間管理機構を含めた利用関係の調整において地域計画に即した利用権の設定等を行うことが困難な場合であって、当該農用地について、周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認めるときは、市町村の長に対し、買入協議を行う旨を通知するよう要請することができます。
- (2) 市町村の長は、(1)の要請を受けた場合、地域計画の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農用地の買入れが特に必要であると認めるときは、農地中間管理機構が買入協議を行う旨を当該農用地の所有者に通知するものとします。
- (3) (2)の通知は、(1)の申出があった日から起算して3週間以内に行うものとします。
- (4) (2)の通知を受けた所有者は、正当な理由がなければ、買入協議を拒んではならないこととなります。
- (5) (2)の通知を受けた所有者は、当該通知があった日から起算して3週間を経過するまでの間は、買入協議を行うこととされた農用地を農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならないこととなります。

農地中間管理機構による農用地の買入協議は、地域計画の達成に資する農用地の利用権の設定等を促進するために設けられた制度であり、地域計画の区域内の農用地の所有者から農業委員会に所有権の移転についてあっせんを受けたい旨の申出があった農用地について、農地中間管理機構が買入協議を通じて当該農用地を買い入れた場合、その譲渡所得から1,500万円を特別控除する特例措置が設けられています。

10 利用権の設定等に関する協議の勧告（第22条の2）

市町村は、地域計画において地域全体で有機農業や基盤整備事業などに取り組むことが定められた場合において、一部の者から農地中間管理機構への利用権の設定等が行われず、全体の取組に支障が生じるおそれがあるときなど、地域計画の区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該区域内の農用地等について農地中間管理機構に対する利用権の設定等を行う必要があると認めるときは、当該農用地等の所有者等に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告するとともに、その旨を農地中間管理機構に通知するものとします。

11 地域計画の特例（第22条の3等）

- (1) 農業委員会等による提案

農業委員会又は農用地区域内の農用地等の所有者等は、農業上の利用が行われる農用地等の区域の全部又は一部の区域（以下「対象区域」といいます。）の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため対象区域内の農用地等について農地中間管理機構に対する利用権の設定等が必要であると認めるときは、農地中間管理機構及び対象区域内の農用地等の所有者等の3分の2以上の同意をあらかじめ得た上で、当該対象区域内の農用地等について当該農用地等の所有者等から利用権の設定等を受ける者を農地中間管理機構とする旨等を市町村に提案できるものとします。なお、3分の2以上の同意を得るに当たっては、できる限り丁寧に話し合いを行い、地域での合意形成に努め、できる限り多くの所有者等の同意を得ることが望ましいと考えます。

当該提案を受けた市町村は、提案に基づき地域計画を定め、又はこれを変更するか否かについて、理由を明らかにした上で、遅滞なく、当該提案をした者に通知するものとします。

なお、当該提案に係る事項が定められている地域計画（当該事項に係る部分に限ります。）の有効期間は5年となります。

（2）特例に係る区域における利用権の設定等の制限

（1）の事項が定められた地域計画の区域内の農用地等の利用権の設定等（農作業の委託を除きます。）は農地中間管理機構に対してのみ行うものとし、農地中間管理機構以外の者に対して利用権の設定等を行った者については50万円以下の過料に処すこととしています。ただし、被災した農作物の育苗施設の代替施設を一時的に設置するために相対で地域計画の区域内の農用地等の利用権の設定等を行う場合など、非常災害のために必要な応急措置として利用権の設定等を行う場合はこの限りではありません。

また、農地中間管理機構は（1）の事項が定められた地域計画の区域内の所有者等から当該農用地等について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合、正当な対価による利用権の設定等を受けるものとし、また、当該所有者等は農地中間管理機構に対して利用権の設定等を行う農用地等について、農地中間管理機構経由で一定の期間において再度利用権の設定を受けることができます。

（3）税制の特例

（1）の事項が定められた地域計画の区域内の農用地の所有者の申出に基づき、農地中間管理機構が当該農用地を買い入れた場合には、その譲渡所得から2,000万円を特別控除する特例措置が設けられています。

12 地域計画の区域における農用地利用集積等促進計画の決定（第22条の5）

農地中間管理機構は、地域計画の区域内の農用地等について農用地利用集積等促進計画を定める際には、当該農用地利用集積等促進計画が地域計画の達成に資することとなるようにします。

例えば、目標地図に位置付けられた受け手が10年後に農用地を利用するまでの間、別の受けが一時的に当該農用地を利用する場合は、地域計画の変更には当たらず、このような取組についても地域計画の達成に資するものと判断することができます。

また、地域計画で予定していない利用権の設定等をしなければならなくなった場合には、農用地利用集積等促進計画の作成後に地域計画を変更するこ

とが確実であると市町村が認めるのであれば、当該農用地利用集積等促進計画の内容は地域計画に即したものであると判断して差し支えありません。

13 土地改良法の特例（第 22 条の 6）

都道府県は、農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地を対象として、事業参加資格者の申請や費用負担によらずに都道府県の判断により実施できる農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連農地整備事業」といいます。）について、地域計画を作成した区域においては、農地中間管理機構が取り扱う農業経営又は農作業（以下「農業経営等」といいます。）の委託に係る農用地を機構関連農地整備事業の対象に含めることができます。この場合、法により読み替えて適用する土地改良法第 87 条の 3 に規定する事項のほか、下記の点に留意して手続を行ってください。

都道府県は、土地改良法第 87 条の 3 第 2 項の規定に基づき機構関連農地整備事業に係る事業計画概要等について農地中間管理機構の同意を得る必要がありますが、農地中間管理機構は、当該同意をするときは、農業経営等の委託に係る土地について、あらかじめ土地改良法第 3 条に規定する資格を有する者に対し、事業計画概要等を書面により示して、その者から書面により同意を得る必要があります。

また、農地中間管理機構は、土地改良法第 87 条の 3 第 4 項の規定により機構関連農地整備事業を行うべきことを都道府県に要請することができますが、その際にも、農業経営等の委託に係る土地について、あらかじめ土地改良法第 3 条に規定する資格を有する者から書面により同意を得る必要があります。

なお、農地中間管理機構は、農業経営等の委託に当たって、あらかじめ、その相手方に対し、機構関連農地整備事業が行われることがあることについて書面により説明する必要がありますので留意してください。

また、当該特例を活用する場合の農地中間管理権等の期間及び特別徴収金の考え方については、以下のとおりです。

（1）農地中間管理権等の期間

事業の施行に係る地域内の土地について、農地中間管理機構が有する農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が 15 年以上である必要がありますが、当該特例を活用する場合には、これに加え、農業経営等の委託の期間が 15 年以上である場合についても認められることとなります。

（2）特別徴収金

都道府県は、事業の施行に係る地域内の土地について、目的外用途に供した場合や、所有者が農地中間管理権に関する契約を解除した場合には、事業による効果が喪失すること等から、その土地に投下された土地改良事業投資額について、特別徴収金として所有者等から徴収することができます。

当該特例を活用する場合には、これに加え、農業経営等の委託を解除した場合についても特別徴収金の徴収対象に含まれることとなります。

なお、農業経営等の委託の期間の途中で、当該委託を解除し、農地中間管理権の設定に切り替えた場合については、事業による効果が引き続き発揮されると考えられることから、農業経営等の委託の期間と農地中間管理権の存続期間とを合算した期間が 15 年以上である場合は、特別徴収金を徴収する場合に該当しないものとするのが適当と考えます。こ

の場合、都道府県は、当該内容を踏まえた条例を定めることが必要となります。

14 農業振興地域の整備に関する法律の特例（第 22 条の 7 及び第 22 条の 8）及び農地法に基づく手続き

（1）農用地区域として定めるべき旨の要請

地域計画の区域内の農用地は、農業上の利用が行われる農用地であり、今後もその利用が確保されることが期待されることから、地域計画の区域内の一団の農用地の所有者は、市町村に対し、当該農用地につき権利を有する者の全員の同意を得た上で、当該農用地の区域を農振法における農用地区域として定めるべきことを要請することができます。

当該要請に基づいて市町村が農業振興地域整備計画の変更を行う場合には、これらの権利者による農振法の農用地利用計画の案への異議の申出等の手続を省略できることとしています。

（2）農用地区域からの除外制限等

11 の地域計画の特例が定められた地域は、農用地等の所有者等の提案を基に定められ、地域計画の達成に向けて農業上の利用が確保され続ける必要性が高いことから、農用地区域からの除外要件を満たしている場合に加え、当該計画の有効期間が満了している場合に限り、農用地区域から除外を行うことができます。

15 地域計画の策定に向けた支援

国は地域計画が円滑に策定されるよう、目標地図の作成に至るまでの過程を整理した優良事例（担い手による話合いや土地改良事業、農地中間管理機構の活用等）の展開や、地方農政局等における地方公共団体や関係機関からの問合せに対応するためのサポート窓口の設置、その他話合いを円滑に進めるための支援等の措置を農林水産省の本省及び地方農政局等が連携しながら講じます。

第 12 農用地利用改善事業（第 23 条から第 26 条まで）

1 趣旨

農用地利用改善事業とは、一定の地縁的なまとまりのある地域において、地域内の農用地に権利を有する者の 2 / 3 以上の者によって組織された農用地利用改善団体が、作付地の集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地を集積し、担い手の育成・確保を図ろうとするものです。

2 農用地利用規程の作成

（1）農用地利用規程の作成

農用地利用改善団体は、地域における話合いを通じて、農用地利用改善団体の準則となる農用地利用規程を定め、市町村から認定を受けることができます。当該規程に定める事項は次のとおりです。

- ① 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- ② 農用地利用改善事業の実施区域

- ③ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- ④ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- ⑤ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- ⑥ その他必要な事項

なお、各事項の具体的な内容は別紙 11 に掲げるとおりとします。

(2) 特定農用地利用規程の内容

特に担い手の不足が見込まれる地域においては、農用地の引き受け手となる農業経営を営む法人（特定農業法人）又は一定の要件を満たす農用地の利用の集積を行う団体（特定農業団体）を、当該特定農業法人又は特定農業団体（以下「特定農業法人等」といいます。）の同意を得て、農用地利用規程（この場合の農用地利用規程を「特定農用地利用規程」といいます。）に定めることができます。

地域計画の策定に当たって、将来の担い手の確保が困難な地域においては、既存の特定農業法人等が農用地の相当部分を利用することが期待されます。

なお、特定農業団体となるための要件については、別紙 11 のとおりです。

特定農用地利用規程においては、（1）に定める事項に加えて、次に掲げる事項を定めることとします。

- ① 特定農業法人等の名称及び住所
- ② 特定農業法人等に対する農用地の利用の集積の目標
- ③ 特定農業法人等に対する農用地の利用権の設定等に関する事項
- ④ 農地中間管理事業の利用に関する事項

なお、各事項の具体的な内容は別紙 11 に掲げるとおりとします。

3 農用地利用規程の認定

- (1) 農用地利用規程の認定を受けようとするときは、参考様式第 6-1 号により申請書 1 通及びその写し 1 通に所要の添付資料を添えて農用地利用改善事業の実施区域を管轄する市町村に申請します。
- (2) 市町村は、農用地利用規程の認定をしようとするときは、農業委員会及び実施区域を地区とする農業協同組合の意見を聴くものとされていますが、これらを含む地域農業再生協議会や第三者組織の意見を聴くことが適当です。また、当該認定に当たっては、市町村は、農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内に含まれる場合は、当該農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであることを確認する必要があります。
- (3) 市町村は、農用地利用規程を認定したときは、参考様式第 6-4 号によりその旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市町村の公報への掲載やインターネットの利用等により公告するとともに、参考様式第 6-5 号により認定した旨を当該団体に通知してください。
- (4) 特定農用地利用規程の認定要件は、法第 23 条第 3 項各号及び同条第 6 項各号に掲げられているとおりですが、同条第 6 項第 1 号の中の「相当部分」とは、特定農業法人にあっては、その区域内の農用地面積（当該地区内に認定農業者がいる場合は、当該認定農業者が集積する面積を除きます。）の過半を、特定農業団体にあっては、3分の2をいいます。

4 特定農用地利用規程の有効期間及び延長

特定農用地利用規程の有効期間は5年と規定されていますが、特定農業法人等の同意を受け、市町村の承認を受けた場合は、5年を超えない範囲内で有効期間を延長できるとされています。市町村は、農用地の利用の集積の目標の達成状況等を勘案して承認を行うものとしませんが、特定農業団体を定めた農用地利用規程についての延長承認は、農業経営を営む法人となることができなかつたことにつきやむを得ないと認められる事由がある場合等に限定することが適当です。

5 農用地利用規程の変更及び取消し

- (1) 市町村は、農用地利用規程の変更の認定の申請を受けた場合には、当該変更に係る事項が農用地利用規程の認定要件を満たしているかどうかを審査します。ただし、特定農業団体が、農業経営を営む法人となる場合、組織変更前後で、構成員に同一性が認められ、当該農業経営を営む法人の組合員、社員又は株主の過半が、当該農業経営を営む法人に組織変更する前の特定農業団体の構成員により占められていれば、変更の認定は不要です。
- (2) 市町村は、次に掲げる事由に該当する場合は、認定を取り消すことができますが、この取消しを行う前に当該農用地利用改善団体に対し必要な是正措置を講ずるよう十分指導することが適当です。
 - ① 市町村が認定した農用地利用規程（変更があつた場合には変更の認定又は届出後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないこと。
 - ② 農用地利用改善団体が所要の要件を満たさなくなつたこと。
 - ③ 基本構想が変更され、農用地利用規程が基本構想に適合しなくなつたにもかかわらず、遅滞なく変更の認定を受けなかつたこと。

6 指導及び助言

- (1) 市町村は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促すものとしします。
- (2) 市町村は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努めるものとしします。

7 認定農業者等に対する利用権の設定等の勧奨等

- (1) 農用地利用改善団体は、捨てづくりが発生している農用地等がある場合には、認定農業者等に当該農用地について利用権の設定等を行うよう勧奨してください。なお、勧奨に当たっては相手方の耕作する意思を十分に確認し、相手方に農地の耕作の意思がなく、勧奨にも応じない場合には、その旨を農業委員会に申し出て適切な措置を講ずることを求めることもできます。
- (2) また、このような農用地がある場合には、その区域内の特定農業法人等は当該農用地について利用権の設定等を受け、農用地の効率的かつ総合的な利用に努めてください。
- (3) 今後、農業者の世代交代が進む中で、相続による農地の分散化や農地所有

者の不在村化が懸念されます。遊休農地の発生防止を含め地域の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るためには、相続の発生に備え、農用地利用改善団体が中心となって、地域の農用地の利用のあり方を農用地利用規程を活用して取り決めておくことが重要なので、この農用地利用規程の策定に当たっては、市町村及び地域農業再生協議会等の農業関係機関・団体が積極的に話し合い活動に参画し、支援を行ってください。

8 農業協同組合法の特例

法第 23 条第 1 項の認定を受けた農事組合法人は、農用地利用改善事業を行うことができることとされていますが、この特例は、農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 1 号の事業（農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業）を行う農事組合法人を対象としています。

9 土地改良法の特例

農用地利用改善団体たる農事組合法人は、土地改良法の特例として、同法の前記のとおりにより土地改良事業を行うことができることとされています。

なお、この農事組合法人が行い得る土地改良事業とは、土地改良法第 2 条第 2 項各号に掲げる土地改良事業の全てです。

第 13 委託を受けて行う農作業の実施の促進（第 26 条の 2 及び第 27 条）

農用地の効率的かつ総合的な利用を図るためには、地域に担い手がない、又は不足しており農地の受け手が見つからない場合、農業協同組合や農業支援サービス事業者等が、委託を受けて農作業を行うこと（以下「農作業受託事業」といいます。）が重要です。

この際、農作業の委託の活用を進めるためには、農作業受託事業を実施する者が受託可能な農作業の種類やエリア、受託料金等のサービス内容に関する情報が、農作業を委託する農業者や農用地の利用関係の調整を行う農業委員会、農地中間管理機構等に提供されるとともに、その情報を踏まえ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等が農作業の委託のあっせんを適切に行うことが重要です。このため、市町村は、農作業受託事業を実施する者に対して、農業支援サービス提供事業者が提供する情報の表示の共通化に関するガイドライン（令和 3 年 3 月 26 日付け 2 生産第 2478 号農林水産省生産局長通知）等に基づきサービス内容を情報提供するよう働きかけるとともに、農業委員会、農地中間管理機構等が行う農作業の委託のあっせんの促進等の措置を講ずるよう努めるものとします。

加えて、農作業受託事業を実施する者を確保するため、農業協同組合は、農作業の委託を受ける農業者の組織化の推進等に努めるほか、自ら委託を受けて農作業を行うよう努めるものとします。

このほか、農作業の委託が促進されるためには、農作業を効率的に実施することができる先端的な技術の普及が重要であることを踏まえ、国及び地方公共団体は、スマート農業技術やその支援措置等の情報を広く提供するよう努めるとともに、農作業受託事業の実施に必要な助言、指導、資金の融通のあっせん等を行うよう努めるものとします。

第 14 法人化の推進等

農業経営を発展させていくためには、的確かつ機動的な経営判断を行うことができ、投資財源の確保や雇用の安定の面でもメリットのある法人経営体を拡大していくことが重要です。このようなことから、国及び地方公共団体は、複数の個人経営や集落営農の法人化、将来法人化することを目指す集落営農の組織化、企業の農業参入等を推進するとともに、農業法人が規模拡大や経営の多角化など、成長に向けた様々な取組を行う上で必要な資金を円滑に調達できるようにしていくなどの措置を講ずるよう努めるものとします。

これらの取組に当たっては、法人化のメリット等を丁寧に説明するとともに、農業経営・就農支援センターによる組織や経営体の実情に応じた農業経営に関する援助などの支援策を講じて進めてください。

第 15 無利子貸付制度

法附則第 8 項の国の利子補給制度は、ほ場整備事業等の実施を契機として担い手への農用地の利用集積を促進するため、特定の土地改良事業に係る農家負担金の軽減に資するよう、公庫が行う無利子の貸付けについて、国が当該貸付けに関する利子補給契約を公庫と結ぶことができるものです。なお、本制度の運用については経営体育成促進事業実施要綱（平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2431 号農林水産事務次官依命通知）及び経営体育成促進事業実施要領（平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2432 号農林水産省農村振興局長通知）により定められています。

第 16 推進体制等

1 市町村における推進体制

農業経営基盤の強化を促進するための措置が効果的に実施されるためには、関係農業者等の農用地の利用あるいは経営の改善に関する意向に即しつつ、その改善のための調整が関係農業者等の主体的な参加の下に進められることが重要です。このため、市町村は、地域農業再生協議会、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、普及指導センター、農業経営・就農支援センター等の関係機関・団体等と連携して、基本構想の内容について検討するとともに、農業経営基盤の強化を促進するための措置の円滑な実施及びその推進方策について協議してください。

2 都道府県における推進体制

都道府県は、基本方針の策定、農地中間管理機構が行う特例事業の実施、農業経営基盤強化促進事業の推進等について、都道府県農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱第 2 の 2 に規定する都道府県農業再生協議会をいいます。）、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農業協同組合連合会、都道府県土地改良事業団体連合会、都道府県農業公社、農業経営・就農支援センターその他の関係機関・団体が一致協力して取り組めるような体制の整備を図ってください。

第 17 認定農業者及び認定新規就農者に関する情報の利用又は提供

個人情報保護に関する法律では、国の行政機関及び地方公共団体の機関が保有する個人情報について、本人の同意なく目的外利用及び外部提供を行うことを一般的に禁止しつつ、「法令に定めがある場合」等の例外的な場合にこれ

らの行為を行うことが許容されています。

この点について、法第 30 条の 2 の規定は、各機関において認定農業者及び認定新規就農者に関する個人情報の目的外利用及び外部提供を行うに当たっての法律・条例上の根拠を設けるものです。

このことを踏まえ、各機関においては、法第 30 条の 2 の規定に基づく認定農業者及び認定新規就農者に関する情報の提供依頼があった場合には、適切に対応してください。

附則

(令和元年 11 月 1 日付け元経営第 1597 号)

- 1 この通知は、令和元年 11 月 1 日から施行します。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」といいます。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなします。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

附則

(令和 2 年 3 月 31 日付け元経営第 3193 号)

この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

附則

(令和 3 年 4 月 1 日付け 2 経営第 3412 号)

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の規定に基づいて実施された事務については、なお従前の例によるものとします。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」といいます。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなします。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができます。
- 5 農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令の取扱いについて（平成 5 年 9 月 20 日付け 5 構改 B 第 952 号農林水産省構造改善局長通知）は、廃止します。
- 6 この通知による廃止前の農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令の取扱いについてに基づいて実施された事務については、なお従前の例によるものとします。

附則

(令和 4 年 4 月 1 日付け 3 経営第 3217 号)

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

(令和 5 年 4 月 1 日付け 4 経営第 3216 号)

- 1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の規定に基づいて実施された事務については、なお従前の例によるものとします。

- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」といいます。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなします。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができます。
- 5 進め方通知は、廃止します。ただし、進め方通知に基づく人・農地プランについては、令和7年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとし、同通知に基づき「実質化された人・農地プラン」として取り扱える既存の人・農地プラン及び同種取決め等についても、令和7年3月31日までの間、なお従前の例により「実質化された人・農地プラン」として取り扱うことができます。
- 6 市町村は、令和7年3月31日までの間は、進め方通知に基づき、なお従前の例により新たに人・農地プランを策定することができます。
- 7 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるものとされた規定に関するこの通知の適用については、なお従前の例によるものとします。

(別紙1)

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の内容

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

都道府県における農業生産、農業構造等の10年間を見通した今後の農業の基本的な方向を記述した上で、当該都道府県において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準、労働時間等の基本的考え方、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき所得水準、労働時間等の基本的考え方、効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保やこれらの経営の育成の考え方、これを支援していくための諸施策について記述します。

併せて、このような農業経営の育成と関連し、新規就農者数の確保目標を記述するとともに、地域の農業生産の組織化や小規模農家や兼業農家等も含めた地域農業のあり方についても必要に応じて記述します。

この場合、効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準及び労働時間は、農業を職業として選択するに足る魅力とやりがいのあるものとするため、主たる従事者が当該地域の他産業並みの年間労働時間で他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現し得る年間所得とすることを基本とします。基本方針はおおむね5年ごとに定めることとされていますが、目標とすべき所得水準については、自然的経済的社会的条件を勘案して、必要に応じて随時見直しを行い、適切な水準となるよう努めることが重要です。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき所得水準及び労働時間は、農業経営開始から5年後に達成すべき目標として示すものとします。この場合、当該目標の認定について、本方針に定める効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき水準に対する割合で示す等工夫をすることが可能です。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

- 1 育成すべき農業経営の指標として、営農類型ごとに、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標を経営形態別（個人経営体、団体経営体別）に記述するものとします。
- 2 営農類型については、地域において展開している主な営農類型について示すものとし、単一経営のみならず代表的な複合経営、集約的な施設型農業経営等の営農類型についても記述するものとします。
- 3 本指標は、基本的には営農類型ごとに示すこととします。具体的には次の通りです。なお、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等については、各営農類型に共通する事項があればこれを一括して示すことも可能です。
 - (1) 「農業経営の規模」については、目標とすべき年間所得及び年間労働時間を実現し得る農業経営の指標を、農業経営の規模（部門別作付面積、飼養規模及び全体の経営面積等）として示すものとします。

また、その経営の活動内容を具体的に示す指標とする必要があるため、経営全体の面積規模だけでなく、各部門ごとの作付面積、特定作業受託（注）そ

の他基幹的な農作業の受託面積、飼養頭羽数等を記載するものとします。

また、農地の規模拡大の取組のみならず、農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業などによる経営内容を拡大する取組についても記載するものとします。

注：「特定作業受託」とは、受託者が、基幹三作業（水稻にあっては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあっては、耕起・整地、播種及び収穫、その他の農産物にあってはこれらに準ずる農作業をいいます。）の全てを受託して自ら農作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売の収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当する場合の作業受託のことです。

- (2) 「生産方式」については、現在の標準的な技術の下で、農業経営の規模の算定の前提となる生産方式（資本装備・作付体系等）を記述します。また、必要に応じて導入の可能性の高い先進的技術や生産に関する認証制度、有機農業等の取組を示すことも可能です。

その全ての技術内容（資本装備、作付体系等）について記載する必要はありませんが、規模とともに農業経営の態様を示す重要な指標である集約度に関連するので、経営の集約度に影響を及ぼす技術的要素等については記載してください。

- (3) 「経営管理の方法」については、効率的かつ安定的な農業経営において行われるべき経営管理の指標として、例えば、複式簿記による記帳の実施、青色申告、法人化等合理的な経営管理の方法を記述します。
- (4) 「農業従事の態様」については、効率的かつ安定的な農業経営において行われるべき農業従事の態様の指標として、例えば、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減、労働災害に関する補償、年金制度に関すること、休日制の導入、給料制の実施、就業環境の改善等を記述します。
- (5) 複数農業者や集落単位で組織する法人（団体経営体）の農業経営の指標においては、当該経営体の事業に主たる従事者として従事する構成員の労働時間やその構成員に帰属することとなる所得が地域その他産業並みの年間労働時間で、他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現し得る年間所得となるよう、経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標を示すものとします。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

- 1 青年等が目標とすべき所得水準や労働時間を実現しうる農業経営の指標として、第2の「効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」と同様に、営農類型ごとに、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標を経営形態別（個人経営体、団体経営体別）に記述するものとします。
- 2 指標の作成に当たっては、目標とすべき所得、労働時間等を当該都道府県において農業経営で生計が成り立つ水準のものとし、新たに農業経営を営もうとする青年等にとって現実性があるような指標とすることが重要です。
- 3 青年等が役員のお半数を占める法人（団体経営体）の農業経営の指標においては、当該経営体の事業に主たる従事者として従事する構成員の労働時間やその構成員に帰属することとなる所得が地域その他産業並みの年間労働時間で、農業経営で生計が成り立つ水準のものとなるよう、経営規模、生産方式、経営管

理の方法、農業従事の態様等に関する指標を示すものとします。

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

都道府県における農業を担う者の確保及び育成の考え方、農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針、都道府県が主体的に行う取組、関係機関との連携・役割分担の考え方、就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保及び育成のための情報共有等について記述してください。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占めるべき面積の割合や、農用地の利用の効率を上げて生産性を高め、地域全体で農用地が適切に使われるようにする観点から、農用地の集団化（集約化）の考え方をおおむね10年後を見通して記述するものとします。この場合、農用地の利用には利用権の設定等を受けたもののほか、水稻においては基幹3作業（耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀）の全てを受託している面積、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積を含めるものとします。

また、目標については、都道府県の全域での設定に加え、平場地域、中山間地域等、地域の特性に即して設定することも可能です。

なお、育成すべき経営の数の目標は、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を示す一つの指標とも考えられるので、必要に応じて上記の考え方と併せて参考として掲げることも有益です。

第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

農業経営基盤強化促進事業の全体の基本的な推進の方針について明らかにするとともに、事業の推進に関連した都道府県段階の推進体制の整備、普及指導センター、農業経営・就農支援センター等都道府県内の指導機関の位置付けと役割について記述してください。

第6 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

農地中間管理機構の名称及び取り組む事業の範囲に係る基準等を記述してください。

なお、当該法人が実施する特例事業の事業実施地域の全域で特例事業が活用されるよう配慮するとともに、農地中間管理事業による貸借による農地集積・集約化の取組を阻害しないように留意して事業を実施してください。

(別紙2)

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の内容

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

都道府県が作成する基本方針の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」と同様に記述するものとしますが、その地域において目標とする姿がより具体的に示され、農業者、新たに農業経営を営もうとする青年等や関係団体等にわかり易いものとなるよう配慮する必要があります。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

都道府県が作成する基本方針の「効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」と同様に記述するものとします。

なお、次に掲げる事項に留意してください。

- 1 指標の作成に当たっては、基本的には、目標とすべき所得水準、労働時間等を当該市町村又はその近隣の市町村において既に実現しているような優良な経営を踏まえたものとし、経営改善に取り組む農業者及びこれを支える農業関係者にとって現実性があるような指標とすることが重要です。
- 2 目標とすべき所得水準については、自然的経済的社会的条件を勘案して、必要に応じて随時見直しを行い、適切な水準となるよう努めることが重要です。
- 3 基本方針において示されていない営農類型についても、当該市町村の地域の特性からみて必要があれば基本構想において農業経営の指標として示すものとします。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

都道府県が作成する基本方針の「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標」と同様に記述するものとします。

なお、次に掲げる事項に留意してください。

- 1 指標の作成に当たっては、目標とすべき所得、労働時間等を当該市町村又はその近隣の市町村において農業経営で生計が成り立つ水準のものとし、新たに農業経営を営もうとする青年等にとって現実性があるような指標とすることが重要です。
- 2 基本方針において示されていない営農類型についても、当該市町村の地域の特性からみて必要があれば基本構想において農業経営の指標として示すものとします。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

農業を担う者の確保及び育成の考え方、就農等希望者の受入体制の確保、市町村内の関係機関との役割分担・連携の考え方、市町村が主体的に行う就農等促進のための取組、就農等希望者の受入れから定着に向けたサポートの考え方・取組について記述するものとします。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

都道府県が作成する基本方針の「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」と同様に記述するものとします。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

地域全体で農用地の利用関係の調整を行うため、市町村全体及び地域ごとに、農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状、それらを踏まえた今後の農地利用等の見通し、認定農業者等への農用地の利用集積や地域における農用地の集団化（集約化）の将来の望ましい農地利用の在り方、また、これを実現するための具体的な取組の内容、関係機関及び関係団体との連携等について具体的に記述することとします。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

当該市町村が自ら行う農業経営基盤強化促進事業の推進に関する方針を記述します。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の設置の方法として、協議の場の開催時期、開催に係る情報提供の方法、参加者、協議すべき事項、相談窓口の設置、地域計画の区域の基準として、農業上の利用が行われる農用地等の区域の判断基準、その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項として、地域計画の策定の進め方（関係機関との関わり方等）や地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の進め方等について記述します。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

農用地利用改善事業の実施を促進するための方策、農用地利用改善事業の実施区域の基準、農用地利用改善事業の内容、農用地利用規程の内容、農用地利用規程の認定（特定農用地利用規程の認定を含みます。）、農用地利用改善団体に対する指導・援助等を記述します。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

農作業の受委託の促進、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の委託のあっせん、農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取

組等を記述します。

- ※ 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行後においても、同法に設けられた経過措置により引き続き農用地利用集積計画の作成を行う場合、同経過措置の期間の間、引き続き当該農用地利用集積計画に関する記載を行っていただいで差し支えありません。

(別紙3)

農業経営改善計画における関連事業者等の取扱い

第1 関連事業者等の取扱い

- 1 関連事業者等とは、例えば、農畜産物を安定的に購入する食品加工業者及びスーパーマーケット、農作業の受委託契約を締結した者、農地所有適格法人に対して労働力を提供する派遣契約を締結した法人、農業生産資材の販売会社、農産物運送業者やライセンス契約する種苗会社等が該当します。
- 2 関連事業者等が「当該農業経営の改善のために行う措置」とは、その経営の財務基盤の強化を図るために行われる出資又は資金の融通のほか、関連事業者等との間における取引関係又は役員の兼務を通じて行われる生産技術や経営技術の提供など農業経営の合理化や安定発展等が見込まれる措置が該当します。

第2 農地法の特例措置

1 関連事業者等による出資の特例措置（法第14条の2第1項）

(1) 特例措置の適用を受ける者

法第14条の2第1項の特例措置は、農地所有適格法人が作成し、市町村等の認定を受けた経営改善計画に従って関連事業者等が出資を行う場合に適用されるものであり、その対象となるのは、当該計画に記載された関連事業者等及び当該農地所有適格法人（認定後に新たに農地等の権利を取得し農地所有適格法人となると見込まれる者を含みます。）です。

(2) 出資により議決権を保有できる範囲

本特例措置の適用対象となる関連事業者等のうち耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人については、農地所有適格法人の構成員として必須となる常時従事者（農地法第2条第3項第2号ホ）の保有する議決権を除き、その割合について制限を受けずに出資することが可能です。

また、これ以外の者が経営改善計画に従って出資する場合にあっては、その保有できる議決権の割合は、当該関連事業者等を含む農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者の議決権の合計が全体の2分の1未満となる必要があります。

2 関連事業者等による役員兼務の特例措置（法第14条の2第2項）

(1) 特例措置の適用に係る要件

法第14条の2第2項の特例措置は、子会社である農地所有適格法人が作成し、市町村等の認定を受けた経営改善計画に従って、当該子会社の親会社である関連事業者等の役員が、当該子会社の役員として兼務する場合において、当該子会社に適用されるものであり、その具体的な要件は次のとおりです。

- ① 親会社である関連事業者等が、1の出資の特例措置により、当該子会社の議決権の過半を有していること（規則第14条第1項第3号本文）
- ② 親会社である関連事業者等が、法第12条第1項の認定を受けた農地所有適格法人であること（規則第14条第1項第3号本文）
- ③ 当該子会社の役員として兼務する役員（以下「兼務役員」といいます。）

が、親会社である関連事業者等の行う農業に常時従事する者（農地法第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいいます。）であり、かつ、当該関連事業者等の株主であること（規則第14条第1項第3号イ）

- ④ 兼務役員が、当該子会社の行う農業に年間30日以上従事すること（規則第14条第1項第3号ロ）

(2) 留意事項

- ① 経営改善計画の認定の際に、次の点につき、子会社である農地所有適格法人に説明を行う必要があります。
- ・ 兼務役員の農業従事日数については、法第12条第1項の認定申請時及び農地法第6条に規定する農業委員会への報告時に記載することが必要であること。
 - ・ 後日、農業委員会、市町村等から農業従事日数の根拠を求められた場合に提示できるよう、兼務役員の従事日数を示す日報や会議録等を作成しておく必要があること。
- ② 兼務役員は、子会社である農地所有適格法人の株主である必要はありません。

3 農地所有適格法人要件の遵守

本特例措置の適用を受けようとする農地所有適格法人は、経営改善計画の認定の有効期間経過後に農地所有適格法人要件を欠くこととならないよう留意する必要があります。

4 経営改善計画の認定の取消しが行われた場合

経営改善計画の認定の取消しが行われた場合には、通常の農地所有適格法人における議決権の割合や、役員の農業常時従事日数についての制限が適用されることとなり、これにより当該法人が農地所有適格法人の要件を欠くに至る場合には、他の構成員への議決権の譲渡又は減資、役員の農業従事日数の引上げ等を行うよう、農業委員会は、認定の取り消しを行った市町村等と連携して当該法人を指導する必要があります。

また、農地所有適格法人の要件を再び充足することが困難となった場合には、農地法第7条の規定による農地等の買収の対象となります。

(別紙4)

農業経営改善計画の認定基準

第1 基本構想に照らし適切なものであること

1 農業経営の規模

- (1) 申請された経営改善計画の認定に当たっては、認定申請のあった農業経営体の営農活動全体から得られる所得に基づいて、基本構想で設定した目標に適合するかを判断します。なお、部門別の規模を考慮する必要はありません。
- (2) 経営改善計画に記載する規模については、特定作業受託の面積を記載することができます。
- (3) 基本構想の経営の指標に定められていないような営農類型の経営であっても、目指している所得水準が基本構想における年間所得目標以上であれば、認定するものとします。
- (4) 申請された経営改善計画における目標所得水準が基本構想で設定した水準を下回る場合でも、認定申請者の農業経営体の経営内容全体を考慮し、有機栽培や直接販売に取り組む等、認定申請者が意欲を持って経営改善計画に記載された経営の改善・発展に向けた取組を継続し、将来的には基本構想で示される所得水準等に到達することが見込まれる場合には、その計画を適切であると判断することができます。
- (5) 認定申請者が農畜産物の生産のみならず、加工・販売や6次産業化、作業受託等の取組を行うときは、「農業経営の規模の拡大に関する目標のうち農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」にその旨を記載することとし、農畜産物の生産と併せて当該取組により、将来的に基本構想に掲げる所得水準等の達成を目指すときは、その計画を適切であると判断することができます。
なお、目指すべき所得水準は、経営所得安定対策の交付金等を含めた収入及び6次産業化等の取組による加工・販売その他の関連・附帯事業に係る収入を合計した上で、それぞれの経費を差し引いた所得で判断することが適当です。
- (6) 農業経営の様態が多様化していることを踏まえ、基本構想に適合するかの判断は所得水準による判断のみで十分とします。なお、基本構想に設定されているか否かに関わらず、経営の改善・発展に向けた取組として、生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等について、経営改善計画に記載することができます。

2 その他

次に掲げる事項に留意してください。

- (1) 認定農業者となり得るものは、個人経営及び法人経営であり、法人格を有しない集落営農は認定農業者となることはできません。
ただし、法人化を目指す農業生産組織等が法人化の計画を含んだ経営改善計画を提出し、かつ、既に法人化の手続きを開始している場合には、これを認定対象とすることができます。
また、法人の形態は認定の要件でないことから、農福連携に取り組む社会福祉法人や特定非営利活動法人等も認定農業者となることができます。

- (2) 農業者が集落営農に構成員として参加し、権原を有する農地の全てを供した場合には、
- ① 当該農業者が権原を有する農地に係る内容を含む当該集落営農の営農計画、販売、収入の配分方法等運営方針の決定に関わり、
 - ② 経営改善計画の期間内に、当該農地の全部又は一部について集落営農の作業体系の下で自らが主な基幹作業等を行うのであれば、当該農業者個人が農業経営を行っている状況にあると捉えられることから、当該農業者個人を認定し得るものと取り扱います。
- (3) 申請者が法人の場合にあっては、法人の主たる従事者が目標とする農業所得の額が基本構想に掲げる目標とすべき農業所得水準と同等以上の水準となるような農地の規模拡大の取組や農畜産物の加工・販売の取組等が掲げられているか否かを判断するものとします。
- (4) 小規模な経営など、基本構想で示す所得水準等に到達するためには大幅な経営発展が必要であり、申請された経営改善計画の計画期間内にはその到達が困難なものについても、1(4)の規定により、認定申請者が意欲を持って経営改善計画に記載された経営の改善・発展に向けた取組を継続し、将来的には基本構想で示す水準に到達することが見込まれる場合には、その計画を適切であると判断することができます。
- (5) 現在の経営が既に基本構想で示す指標を上回る者からの申請については、
- ① 申請された経営改善計画の内容が、今後も更なる所得向上等を目指して、農地の規模拡大の取組や農畜産物の加工・販売の取組等により一層の経営改善を図ろうとするものであれば、基本構想に照らして適切であると判断するものとします。
 - ② 将来的に経営を円滑に後継者へ継承するため、経営の一部を後継者に任せる等の理由による場合であれば、経営規模を縮小する場合であっても、基本構想の水準を上回っていることを前提として、基本構想に照らして適切であると判断することができます。

第2 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること

認定申請者が作成する経営改善計画は、地域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものである必要があります。当該認定基準に該当すると認められない場合として、例えば、地域でブロックローテーションに取り組んでいる際にこれに参加しないなど、農業経営に供される農用地の利用が、作付地の集団化、農作業の効率化等に配慮されていない場合があります。

第3 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

1 経営改善計画の達成される見込みが確実であること

経営改善計画における経営改善の目標について、農業経営の現状、経営規模、生産方式等の当該計画に掲げられた各事項間の整合性、農業労働力の確保の実現性等をもとに、その達成の確実性を総合的に審査して行うこととしてください。

2 経営改善計画に関連事業者等が農地所有適格法人に出資をする計画が含まれる場合

農地所有適格法人の経営改善計画に関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行

う個人又は農地所有適格法人を除きます。以下2において同じ。)からの出資が含まれる場合、農地所有適格法人の農業経営の安定性を確保するため、次に掲げる事項の全てを満たすことが必要です。

- (1) 当該出資が農地所有適格法人の経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。
- (2) 当該関連事業者等が有することとなる議決権は、当該関連事業者等を含む農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者の議決権の合計が全体の2分の1以上とならないこと

なお、(1)の審査に当たっては、関連事業者等が法人である場合には、当該法人の定款又は寄附行為の写し、株主名簿又は社員名簿の写し、財務諸表その他市町村等において必要と認めた資料の提供を求め、当該法人の事業の内容や財務状況の健全性等について審査する必要があります。

3 経営改善計画に関連事業者等の役員を兼務させる計画が含まれる場合

- (1) 子会社である農地所有適格法人の経営改善計画に関連事業者等(親会社である農地所有適格法人に限ります。以下3において同じ。)の役員を自社の役員として兼務させることが含まれる場合、別紙3の第2の2の(1)の要件を満たすことが必要です。
- (2) 要件の確認に当たっては、関連事業者等が申請に係る市町村等以外の市町村等により経営改善計画の認定を受けている場合には、当該市町村等及び農業委員会と連携し、これらの事実関係を確認する必要があります。

また、認定を行う際には、当該認定に係る農地所有適格法人に対し、兼務役員が農業従事日数を日報や会議録等に記録しておくよう周知することが適当です。

第4 その他

- 1 市町村は、認定審査の透明性を確保する観点から、基本構想に定める目標とすべき所得水準、労働時間等、認定に当たっての判断の基準となる全ての指標を、市町村の公報への掲載やインターネットの利用等により公開してください。
- 2 経営改善計画の達成が確実と見込まれ、かつ、将来的には基本構想で示される所得水準等に到達することが見込まれるにもかかわらず、現在の経営規模や年齢基準等の市町村独自の基準を満たさない者は一切認定しないなどの画一的な運用は適切さを欠くことから、このような画一的な運用は速やかに廃止し、適切な運用を行ってください。
また、現在の経営規模や年齢基準等の市町村独自の基準は、当該基準を満たさない者は一切認定しないなどの画一的な運用になりがちであることから、このような基準を設けることは控えてください。
- 3 市町村等は、認定の適否を判断するに当たって、必要と認められる場合は、追加的な資料の提出や個人面談を求めるなどにより、当該経営改善計画の内容が第1から第3までの認定基準を満たすものであるか確認することとします。
- 4 中山間地域等における経営改善計画の認定に当たっては、当該地域の自然的経済的社会的条件や担い手の数等を十分勘案して適切な運用を行うことが重要

です。

- 5 市町村等は、経営改善計画の認定及びその変更の認定や認定の取消しを行った場合は、当該認定又は取消しの年月日及び当該計画の内容など、農業委員会が行う農地所有適格法人の要件適合性を確保するための事務や、他の市町村等が行う経営改善計画の認定の取消し事務を行う上で必要となる情報を速やかに提供する必要があります。

(別紙 4 の 2)

農業用施設の整備に関する事項が記載された経営改善計画の取扱い

第 1 記載事項の追加（法第 12 条第 3 項）

経営改善計画の記載事項について、農業経営の規模拡大等に関する目標を達成するための措置として、農業用施設の整備に関する事項（当該農業用施設の種類、規模等の整備内容、当該農業用施設用地の所在等）を記載することができます。

なお、施設の規模及び構造を明らかにした図面が作成されている状態まで整備が明らかな場合に、（参考 1）の（別紙 2）農業用施設の整備（農業経営基盤強化促進法第 12 条第 3 項関係）に記載してください。

経営改善計画に記載することが可能な農業用施設の種類は以下のとおりです。

- 1 畜舎、蚕室、温室（床面がコンクリート敷のものを含みます。）、植物工場（閉鎖された空間において生育環境を制御して農産物を安定的に生産する施設をいいます。）、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設
- 2 堆肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除きます。）の用に供する施設
- 3 耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、及び管理する次に掲げる施設
 - (1) 主として、自己の生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される同意市町村の区域内において生産される農畜産物（（2）及び（3）において「自己の生産する農畜産物等」といいます。）を原料又は材料として使用する製造又は加工の用に供する施設
 - (2) 主として、自己の生産する農畜産物等又は自己の生産する農畜産物等を原料若しくは材料として製造され若しくは加工されたもの（（3）において「自己の生産する農畜産物等加工品」といいます。）の販売の用に供する施設
 - (3) 主として、自己の生産する農畜産物等若しくは自己の生産する農畜産物等加工品又はこれらを材料として調理されたものの提供の用に供する施設
- 4 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設
- 5 農用地又は 1 から 4 までに掲げる施設に附帯して設置される休憩所、駐車場及び便所

また、農業用施設を農用地区域内の土地に整備する場合は、当該土地の農業上の用途区分が農業用施設用地である必要があります。

第 2 市町村による都道府県知事への協議（法第 12 条第 6 項、第 7 項及び第 10 項から第 14 項まで）

- 1 経営改善計画に農業用施設の整備に関する事項が記載されている場合には、市町村は、参考様式 7-1 号を参考にして協議書を作成し、農地転用許可権限を有する都道府県知事に協議することとします。都道府県知事は、当該事項につき、法第 12 条第 10 項各号の要件に該当するものであると認められる場合（農地法に基づく農地転用の許可基準上許可し得るものであると認められる場合）に、同意をすることとします。なお、同意をする場合にあっては参考様式 7-

2号を、同意をしない場合にあっては参考様式7-3号を参考にしてください。第3の1及び2の同意の手続についても同様です。

- 2 1の協議は、農業委員会を經由して都道府県知事へ協議書を送付して実施することとし、農業委員会は、協議書の提出があった日の翌日から起算して40日以内（都道府県機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第43条第1項に規定する都道府県機構をいいます。以下同じです。）の意見を聴く場合は、80日以内）に、協議書に意見を付して都道府県知事に送付することとしますが、農業委員会と都道府県機構の意見が異なる等の特段の事情がない限り、速やかに手続を行ってください。また、農業委員会は、意見を述べるに当たり、法第12条第8項及び第9項に基づき、あらかじめ都道府県機構に意見聴取（以下の3、第3の1及び2の農業委員会の意見聴取においても同じです。）を行ってください。

この場合、都道府県知事は、転用しようとする農地が4ヘクタールを超えるときは、参考様式第7-4号を参考にし、協議書を作成し、あらかじめ農林水産大臣への協議を行う必要があります。

- 3 市町村が農地法第4条第1項に規定する指定市町村（以下「指定市町村」といいます。）である場合には、市町村は、都道府県知事への協議・同意手続を要しませんが、法第12条第10項各号に掲げる要件に該当することを確認することが必要です。

また、指定市町村の長は、農業委員会の意見聴取を行うとともに、転用しようとする農地が4ヘクタールを超えるときは、参考様式第7-5号を参考にし、協議書を作成し、あらかじめ農林水産大臣への協議を行う必要があります。

第3 数市町村にわたる事項の処理等（法第13条の2第4項から第6項まで）

- 1 農林水産大臣が経営改善計画の認定の処理を行う場合は、経営改善計画に記載された農業用施設の整備に関する事項について、参考様式第7-1号を参考にし、協議書を作成し、農地転用許可権限を有する者である都道府県知事又は指定市町村の長に協議し、同意を得ることとします。

この場合、協議を受けた都道府県知事又は指定市町村の長は、農業委員会の意見聴取を行うこととなりますが、転用しようとする農地が4ヘクタールを超える場合であっても、都道府県知事又は指定市町村の長から農林水産大臣への協議は要しません。

- 2 都道府県知事が経営改善計画の認定の処理を行う場合は、経営改善計画に記載された農業用施設の整備に関する事項について、都道府県知事は農業委員会に意見聴取を行うこととなります。

また、経営改善計画に記載された農業用施設に関する事項について、転用しようとする農用地が指定市町村の区域内にある場合は、都道府県知事は、参考様式第7-1号を参考にし、協議書を作成し、当該指定市町村の長に協議をし、同意を得ることとなりますが、農業委員会の意見聴取は、当該協議を受けた指定市町村の長が行うこととなります。

なお、転用しようとする農地が4ヘクタールを超えるときは、都道府県知事にあっては参考様式第7-5号を、指定市町村の長にあっては参考様式第7-4号を参考にし、協議書を作成し、あらかじめ農林水産大臣に協議することとします。

第4 農地法の特例等（第13条、第13条の2、第14条）

- 1 認定農業者が認定された経営改善計画に従って農業用施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第4条第1項の許可があったものとみなし、農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第5条第1項の許可があったものとみなします。
- 2 同意市町村は、認定後の経営改善計画に記載した農地転用を伴う農業用施設の整備について、当該市町村の農業委員会と連携してその進捗状況を確認・把握するとともに、その内容を認定に係る協議に同意した都道府県又は指定市町村の農地転用担当部局（第3の手続により経営改善計画の認定がされている場合には、これらの農地転用担当部局に加え、当該都道府県又は農林水産省の認定農業者制度担当部局及び農地転用担当部局）と共有することが望ましいと考えます。また、市町村等は、認定農業者が認定計画に従って、農業用施設の整備を含む必要な事業を適切に実施していないことを把握した場合には、当該認定農業者に対して速やかに指導を行うことが適当であり、必要に応じて「認定計画に従ってその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるとき」に該当するものとして、認定を取り消すことができます。
- 3 なお、農業用施設の整備に際して行う農地転用が、農地法第51条第1項に規定する違反転用に該当する場合には、農地転用許可権限を有する都道府県知事又は指定市町村の長は、違反状態を是正するために必要な措置を講ずることが必要です。
- 4 このほか、農業用施設の整備の内容を変更するため、経営改善計画を変更しようとするときは、あらためて都道府県知事又は指定市町村の長の同意を得た上で、市町村等の認定を受ける必要があります。

青年等就農計画の認定基準

第1 基本構想に照らして適切なものであること

1 農業経営の規模

- (1) 申請された青年等就農計画の認定に当たっては、認定申請のあった農業経営体の営農活動全体から得られる所得に基づいて、基本構想で設定した目標に適合するかを判断します。なお、部門別の規模を考慮する必要はありません。
- (2) 青年等就農計画に記載する規模については、特定作業受託の面積を記載することができます。
- (3) 基本構想の経営の指標に定められていないような営農類型の経営であっても、目指している所得や経営規模、生産方式その他の指標に関する目標の内容などを踏まえ、認定するものとします。
- (4) 申請された青年等就農計画における目標所得水準が基本構想で設定した水準を下回る場合でも、就農計画申請者の農業経営体の経営内容全体を考慮し、有機栽培や直接販売等に取り組む等、就農計画申請者が意欲を持って青年等就農計画に記載された農業経営の基礎の確立に向けた取組を継続し、将来的には基本構想で示される所得水準等に到達することが見込まれる場合には、その計画を適切であると判断することができます。
- (5) 就農計画申請者が農畜産物の生産のみならず、農畜産物の加工・販売や6次産業化、作業受託等の取組を行うときは、「農業経営の規模に関する目標のうち農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」にその旨を記載することとし、農畜産物の生産と併せて当該取組により、将来的に基本構想に掲げる所得水準等の達成を目指すときは、その計画を適切であると判断することができます。

なお、目指すべき所得水準等の目標の達成の判断に当たっては、営業利益だけ見るのではなく、交付金等（経営開始資金及び農業次世代人材投資資金を除きます。）を含めた収入及び6次産業化の取組等による加工・販売その他の関連・附帯事業に係る収入を合計した上で、それぞれの経費を差し引いた所得で判断することが適当です。

2 その他

次に掲げる事項に留意してください。

- (1) 認定新規就農者制度は、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展すると見込まれる青年等を対象とするものであることから、青年等就農計画における青年等の年間農業従事日数については、150日以上であると見込まれることが望ましいです。
- (2) 認定新規就農者となり得るものは、個人経営及び法人経営であり、法人格を有しない集落営農は認定新規就農者となることはできません。
法人の形態は認定の要件でないことから、農福連携に取り組む社会福祉法人や特定非営利活動法人等も認定新規就農者となることができます。
- (3) 申請者が法人の場合にあっては、法人の主たる従事者が目標とする農業所得の額が基本構想に掲げる目標とすべき農業所得水準と同等以上の水準とな

るような農地の規模拡大の取組や農畜産物の加工・販売の取組等が掲げられているか否かを判断するものとします。

- (4) 現在の経営が既に基本構想で示す指標を上回る者からの申請については、申請された青年等就農計画の内容が、今後も更なる所得向上等を目指して、農業経営の確立を図ろうとするものであれば、基本構想に照らして適切であると判断するものとします。

第2 青年等就農計画の達成される見込みが確実であること

青年等就農計画における農業経営の目標について、これまでの研修経験、生産方式等の当該計画に掲げられた各事項間の整合性、農業労働力の確保の実現性等をもとに、その達成の確実性を総合的に審査して行うこととしてください。

特に、これまでの研修経験等を踏まえ、当該計画の生産方式に係る農業技術を習得しているかという観点で審査を行うこととしてください。

また、経営の適正な管理の実施を農業簿記等により行うことが見込まれるかについても審査を行うこととしてください。

さらに、当該青年等の指導等に当たっている農業者（指導農業士等）の意見を十分尊重してください。

第3 青年以外の個人が有する知識及び技能が青年等就農計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること

第6の2の3の(1)のイに定める青年以外の個人が効率的かつ安定的な農業経営を営むために有する知識、技能やそれまでに従事した職種、受講した研修・教育等が青年等就農計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであるかどうか審査を行うこととしてください。

第4 その他

- 1 市町村は、認定審査の透明性を確保する観点から、基本構想に定める目標とすべき所得水準、労働時間等、認定に当たっての判断の基準となる全ての指標を、市町村の公報への掲載やインターネットの利用等により公開してください。
- 2 市町村等は、認定の適否を判断するに当たって、必要と認められる場合は、追加的な資料の提出を求めるなどにより、当該青年等就農計画の内容が第1から第3までの認定基準を満たすものであるか確認することとします。
- 3 市町村は、青年等就農計画の認定及びその変更の認定や認定の取消しを行った場合は、当該認定又は取消しの年月日及び当該計画の内容について農業委員会等関係者に情報を提供してください。

(別紙6)

関係機関等に対する認定農業者及び認定新規就農者に関する情報の提供

第1 認定農業者及び認定新規就農者についての個人情報の取扱い

認定農業者及び認定新規就農者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律等に基づき、適正に管理することが必要です。

第2 市町村等が行う情報提供及び情報管理

1 市町村等は、経営改善計画又は青年等就農計画（以下「経営改善計画等」といいます。）の認定申請があった場合には、各市町村における個人情報の取扱方法等を説明した上で、認定申請者又は就農計画申請者（以下「認定申請者等」といいます。）から、①氏名及び年齢（法人にあっては、法人名）、②住所、③経営改善計画等の認定の有効期間、④経営改善計画等の内容等を、関係機関等に対し提供等することについて、あらかじめ同意を得ておくことが必要です。

この場合、経営改善等の認定申請を行う者に対しては、関係機関等との理解と協力が深まること、きめ細かな支援が受けられること等、情報を提供することの趣旨やメリット等を十分に説明した上で同意を得ることとしてください。

2 市町村等は、認定申請者等から同意を得る際には、同意内容をお互いに確認し、後日の混乱等を未然に防止する観点から、書面により行うことが望ましいと考えます。この場合、書面には、例えば、①情報の利用目的、内容及び利用方法、②通知を行う関係機関等の名称、③経営改善に資する支援等の実施以外の目的や利用方法で使用しないこと等市町村等の遵守事項等を明記しておくことが必要です。なお、同意書については、参考様式第8号の「農業経営改善計画青年等就農計画の認定に係る個人情報の取扱いについて（例）」を参考にしてください。

3 経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容についても、経営改善計画等の取扱いに準じ個人情報を適切に取り扱うことが必要です。

特に経営改善計画等に沿って取組を着実に進めるため、指導・助言等を実施する際には、専門家からの助言等の内容を普及指導センター等の関係機関に提供することも想定されることから、1に規定する同意を得る際に、このことについても同意を得ておくことが望ましいと考えます。

4 市町村等が情報提供を行う関係機関等には、農業委員会、農業協同組合、関係市町村、関係都道府県、国、農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、公庫、独立行政法人農業者年金基金等を含めることとします。

5 市町村等は、経営改善計画の有効期間を満了する認定農業者や、青年等就農計画の有効期間を満了する認定新規就農者から新たな経営改善計画の申請があった場合であっても、その都度、1の規定に準じて個人情報の取扱いに関する同意を得ることが望ましいと考えます。

第3 関係機関等の情報管理

情報提供を受けた関係機関等は、個人情報を保護する観点から、認定農業者

及び認定新規就農者に関する情報については適切に管理することとしてください。

(別紙 7)

農業経営基盤強化促進事業と他の土地利用との調整

第 1 都市的土地利用との調整

1 市街化区域内における農業経営基盤強化促進事業の実施

法第 17 条第 2 項の規定により、市街化区域内においては農業経営基盤強化促進事業は行わないものとされていますが、法第 5 条第 3 項の市街化区域の定義にあるとおり、市街化区域内であっても、当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域においては、農業経営基盤強化促進事業を実施することが可能です。

なお、その区域としては、例えば、

- (1) 市街化区域以外の区域内の農用地と連担している農用地（農道及び用排水路を除く河川・道路等で分断される場合を除きます。）で農作業の一体性の確保上必要不可欠な農用地の区域
- (2) 農業集落程度の地縁的まとまりを有する農業経営基盤強化促進事業を実施する土地の区域で、その土地の大部分が市街化区域以外の区域にある場合における市街化区域内に存する農用地の区域が該当します。

2 その他都市計画との調整等

- (1) 市街化区域では、農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理機構が行う特例事業、農業委員会が行う法第 16 条の利用関係の調整、勸奨等及び農用地利用改善団体が行う法第 26 条第 1 項に規定する勸奨を実施しないでください。
- (2) 農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理機構が行う特例事業には、河川区域内の区画形質の変更及び水利権の変更並びに国土交通省河川局所管事業は含まれませんし、農業経営基盤強化促進事業には、農業用道路、農業集落道等農業生産基盤施設の整備に関する事業及び国土交通省所管事業は含まれません。

第 2 林業的土地利用との調整

- 1 法第 4 条第 1 項第 4 号の「開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地」として地域森林計画対象森林の土地につき地域計画を定めるに当たっては、当該土地が農用地区域内又は農用地区域編入予定区域（農振法の農用地区域内に含めるべき区域として、林業関係者・団体を含めた市町村農業振興整備促進協議会において調整を了し、以後の手続を行うことを決定された区域をいいます。）内の土地である場合に行うよう留意してください。
- 2 農業経営基盤強化促進事業の円滑な推進を図るため、事業実施上の重要事項について森林組合の意見を聴くことが適当です。

協議の場の設置及び協議する事項の考え方

第1 協議の場の設置

- ① 協議の場は、定期的に又は時宜に応じて設けられますが、市町村全体の農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項を定めた基本構想がおおむね5年ごとにその後の10年間につき定められることから、協議の場の在り方についても同様の頻度で検討してください。なお、大規模な集落営農や新規参入法人が集落全体の営農を担うなど、地域の農業の将来の在り方等を大幅に見直す必要が生じた場合は、随時、協議を行うことが重要です。
- ② 協議の場の設置に当たっては、農村地域における担い手の確保や農用地の利用、土地改良施設の維持・更新等に関する話合いの機会を活用することが有効であることから、経営所得安定策等推進事業実施要綱第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会における水田収益力強化ビジョンや、中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第6の2の(1)に定める集落協定、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)第4の2に定める地域資源保全管理構想、果樹産地構造改革計画について(16生産第8112号平成17年3月25日農林水産省生産局長通知)に定める果樹産地構造改革計画、農業農村整備事業に関する事業計画などの議論の場を活用するとともに、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号。以下「活性化法」といいます。)により設置された協議会と一体的に推進することにより、地域の計画的な土地利用が図られるものと考えます。
- ③ 協議の日時や場所については、幅広く参加者を募るため、関係者への周知に加え、市町村のホームページや広報誌等を通じて公表してください。この場合において、入作農業者や新たに地域で農業を行う新規就農希望者など、居住地が地域計画の策定市町村と異なる者についても、できる限り協議の開催情報が伝わるよう配慮してください。
- ④ 協議に当たって幅広い意見を得るため、将来の農業を担う若年者や後継者、地域で働きやすく暮らしやすい環境の整備等を進める観点から女性の参加を募ることが重要です。
- ⑤ 地域における農用地の担い手が十分に特定されている場合は、協議に当たって、担い手を中心とする受け手による話合いの場を設け、将来における農用地の集積・集約化の方向性を確認することが実のある地域計画を作成するために効果的です。
- ⑥ 協議に当たって参加者が一同に会すると議論がしにくいなどの事情があるときは、地域の話合いとは別に農業を担う者同士が集まる場を設けたり、地域で信頼される利害関係のない第三者が協議の調整役を担うなどの工夫を行ってください。

第2 協議の場で活用する資料

協議の場では、協議に参加する関係者がそれぞれの役割分担に応じた資料を提供してください。

- ① 都道府県は、地域計画の作成に関する方針や、域内の優良事例、農業農村整備事業等の事業計画に関する資料を提供してください。
- ② 市町村は、現行の人・農地プランや地域計画の策定に当たって参考となる計画（水田収益力強化ビジョン、中山間地域等直接支払交付金の集落協定書、多面的機能支払交付金の事業計画書、果樹産地構造改革計画等）、地域計画の策定に向けたスケジュール、域内への参入意向を有する新規就農者等の資料、その他の関連事業に関する資料を提供してください。
- ③ 農業委員会は、農用地の保有及び利用の状況、農用地の所有者の農業上の利用の意向その他の農用地の効率的な利用に資する情報を提供してください。また、区域内で営農型太陽光発電事業が行われる場合には、当該事業に関する情報も提供してください。
- ④ 農地中間管理機構は、域内への参入意向を有する地域外の農業者等の資料や、地域の農用地の契約状況に関する資料（賃料、期間等）を提供してください。
- ⑤ 農業協同組合は、地域農業振興計画等の基本計画や、組合員の経営意向に関する資料、自らや子会社が行う農作業受託に関する資料（作業項目、価格等）、新規就農支援や経営継承支援、労働力支援等による担い手の支援・確保に関する資料を提供してください。
- ⑥ 土地改良区は、土地改良事業・施設改修の計画や土地改良施設の整備図や改修予定図を提供してください。
- ⑦ 農業支援サービス事業者は、自ら提供する農作業受託に関する資料（作業項目、価格等）を提供してください。

第3 協議する事項

協議の場では、以下の事項について話し合いを行うこととしています。

- ① 農業の将来の在り方

例えば、米から野菜等の高収益作物への転換、輸出向け作物の生産、有機農業の導入の推進など

この際、国が定めた方針など、国の農業政策の方向性を踏まえて話し合いを行ってください。
- ② 農業上の利用が行われる農用地等の区域

協議の場が設定された区域のうち今後も農業上の利用が行われる農用地等の区域について議論を行い、当該区域において集約化等を進めることについて。

この際、所有者不明農地や遊休農地も含め、農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる農用地等の区域を設定することを基本としつつ、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化法第5条の活性化計画に位置付け、粗放的な利用等を通じた農用地の保全等を行うことが望ましいと考えます。
- ③ その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

農用地の担い手への集積・集約化の方針、農地中間管理機構の活用方針、基盤整備事業への取組方針、多様な経営体の確保・育成の取組方針、農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針等について。

例えば、以下のような記述です。

(i) 農用地の集積・集約化の方針

「農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。」

(ii) 農地中間管理機構の活用方針

「地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。」

(iii) 基盤整備事業への取組方針

「担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を〇年度までに実施する。」

(iv) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

「市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。」

(v) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

「地域内で農作業の効率化を図るため〇〇作業は〇〇事業体へ委託するとともに、それ以外の〇〇・〇〇・〇〇の作業並びに担い手が引き受けるまでの作業は、〇〇事業体に委託し、遊休農地の発生防止を図る。」

④ その他

③の事項の他、地域の実情に応じて、鳥獣被害防止対策、有機・減農薬・減肥料、スマート農業、輸出、果樹等、燃料・資源作物等、保全・管理等、農業用施設、営農型太陽光発電事業その他の取組についても記載することができます。

目標地図の作成手順・考え方について

第1 目標地図の作成手順

目標地図の作成手順は各市町村によって様々であり、それぞれの地域において、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関が役割分担した上で密に連携し、創意工夫して進めていただくことが重要です。

なお、目標地図の作成手順の参考例については次のとおりです。

1 所有者等の意向把握

農地利用最適化推進委員及び農業委員（以下「推進委員等」といいます。）は、農地利用の最適化に係る活動を通じて農地の出し手・受け手（以下「所有者等」といいます。）の意向を聞き取り、タブレットに記録します。

なお、書面によるアンケートの方法を採ることも可能です。

2 意向調査に基づく現状地図・分析できる地図の作成

農業委員会は、所有者等の情報、農地の所在・地目・面積、遊休農地か否か等の農地関係の現状を示した「現状地図」と、1により把握した所有者等の意向を基に、年齢別、意向別（規模拡大・縮小等）、後継者の有無等を区分した「分析できる地図」を作成します。

3 素案の作成方針の確認

農業委員会は、協議の場において、法第19条第4項第2号の農林水産省令で定める基準（以下「省令基準」といいます。）に照らして、生産する主な農作物、農用地等の利用の方針、集積に関する目標、集団化に関する目標及び集積・集団化の目標を達成するための措置並びに目標地図の区域など、地域における目標地図の素案の作成方針を確認します。

4 農業委員会による素案の作成

(1) 目標地図の素案の作成について依頼を受けた農業委員会は、必要に応じて農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等に協力を求め、目標地図の素案作成に必要な情報の提供を依頼することができます。この場合、農業委員会は関係機関から提供のあった情報を記録するものとします。

（関係機関による情報提供の例）

- ・ 農地中間管理機構は、転貸している農地情報、近隣市町村の受け手情報 等
- ・ 農業協同組合は、農作業受託状況、組合員の経営意向・作付け状況 等
- ・ 土地改良区は、土地改良事業・施設の改修計画、施設等の整備状況 等

(2) 農業委員会は市町村等の関係機関と適切に連携・協力して、(1)の情報や現状地図及び分析できる地図をベースに、省令基準も踏まえた上で、目標地図の素案を作成するものとします。

また、あらゆる策を講じても受け手を位置付けることが困難な農地等につ

いては、「今後検討等」と整理することも可能です。

- (3) 農業委員会は、必要に応じて目標地図の素案を修正し、これを市町村に提出します。
- (4) 農業委員会が目標地図の素案を作成した場合には、推進委員等が市町村と連携して集落の代表者等に対して情報提供や相談を行い、目標地図に位置付けられる予定の者を中心に、できる限り同意が得られるよう努めることが望ましいと考えられます。

第2 目標地図の考え方

- 1 受け手がない地域では、多面的機能支払交付金又は中山間地域等直接支払交付金の活動組織や、農業支援サービス事業者等の農作業委託の活用、新規就農者や農業法人、企業の誘致を検討してください。
- 2 1による検討を行った上で、それでも受け手が直ちに見つからない等最終的な合意が得られなかった農用地等については、「今後検討等」のままであっても当初の目標地図とすることが可能です。

また、目標地図については、策定後であっても随時調整をしながら変更することが可能であるため、農業委員会や農地中間管理機構は、農地の出し手との調整や受け手候補となる者の探索を行い、状況に応じて目標地図の変更を検討してください。
- 3 養豚などの営農類型のような農地利用を行わない農業者についても、農業用施設を用いることから、農業を担う者として目標地図に位置付けることができます。この際、これらの農業者が協議の場に必ず参加することを求めるものではありません。
- 4 目標地図に位置付ける農業支援サービス事業者は、農産物を生産するために必要となる基幹的な作業（水稻にあっては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあっては耕起・整地、播種及び収穫、その他の農作物にあってはこれらに準ずる農作業をいいます。）の委託を受ける者としてします。その他の農業支援サービス事業者については、任意の事項として地域計画に記載することができます。
- 5 目標地図に位置付けられた農業を担う者の死亡等により相続が発生した場合の対応については、農地法第3条の3により相続人から農業委員会になされる権利取得の届出を踏まえ、引き続き相続人が農業を継続する場合には、目標地図の軽微な変更を行うことがあります。

また、相続人が地域に不在であるなどにより農業に従事しない場合は、農業委員会は相続人へ農地中間管理機構への貸付け等の働きかけを行ってください。
- 6 目標地図の作成時点において、区域内の農用地の相当部分について効率的かつ安定的な農業経営を営む者に利用の集積がなされているなど、農用地の効率的かつ総合的な利用が十分に図られている地域において、協議の場における議論の結果、将来的にも農地利用の在り方が変わらない場合には、現状の農地利用の在り方を目標地図として定めることも可能です。

農地中間管理機構による農用地の買入協議

第1 農業委員会による要請

- 1 法第 22 条第 1 項の「当該農用地の所有権の移転についてあつせんを受けたい旨の申出があり、かつ、当該農用地についての農地中間管理機構を含めた利用関係の調整において地域計画の達成に資するように利用権の設定等を行うことが困難な場合」とは、当該調整が整わず、地域計画の達成に向けた集積が進まないと判断される場合です。例えば、売渡しの申出に係る農用地の価格や売買の対象とする農用地の範囲について農用地の所有者と農地中間管理機構の意向が一致せず、このままでは調整が不調に終わり、農地中間管理機構が当該農用地に係る権利を取得できず、地域計画の達成に資するように利用権の設定等ができなくなるおそれがある場合です。
- 2 買入協議の要請の対象となる農用地は、地域計画の区域（第 11 の 11 の特例が定められた地域を除きます。）のうち、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用の集積を図ることが望ましい農用地であり、土地改良事業が実施された農用地や集団的に存している農用地等のいわゆる優良農用地はもとより、認定農業者等が現に耕作している農用地に隣接する農用地なども対象となり得ることから、農業委員会は申出に係る農用地について買入協議の対象とすべきか否か個々具体的に判断するものとします。
- 3 要請を行うに当たっては、総会又は部会の議決を経るものとします。この場合、部会を弾力的に開催する等により、できるだけ速やかに要請を行うか否かを決定し、要請を行うことを決定した場合にはただちに市町村の長に対し要請するものとします。

第2 市町村の長による通知

- 1 法第 22 条第 2 項の「地域計画の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農用地の買入れが特に必要であると認めるとき」とは、当該農用地について集積をしなければ、基本構想に掲げられている「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」等の達成が困難になると考えられる場合です。
- 2 法第 22 条第 2 項の市町村の長による農地中間管理機構が買入協議を行う旨の農用地の所有者に対する通知は、買入協議の趣旨及び買入れを行う農地中間管理機構の名称を記載した参考様式第 9 号によるものとします。
- 3 市町村の長が通知を行うに当たっては、農用地の所有者に対し次の点につき十分説明を行い、当該所有者に課せられる規制の内容が十分理解されるよう努める必要があります。
 - (1) 正当な理由がなければ協議を拒んではならないこと。なお、「正当な理由」とは、天災、重病等協議に応じることのできないやむを得ない事情がある場合をいうものであること。
 - (2) 通知があった日から起算して 3 週間を経過するまでの間（その期間内に協議が成立しないことが明らかになったときは、その時までの間）は、譲渡制限が課せられること。

- (3) 譲渡制限に反した場合は10万円以下の過料に処せられることがあること。
- 4 市町村の長が通知を行うに当たっては、事前に農地中間管理機構と連絡調整を図るものとします。

第3 買入協議の実施

- 1 農地中間管理機構は、買入協議が整った場合又は買入協議が成立しないことが明らかとなった場合には、その旨を市町村に連絡するものとします。
- 2 法第22条第5項の「協議が成立しないことが明らかとなったとき」とは、一般的には当事者の双方が協議の不成立を認めたときです。このときは譲渡制限が解除されることから、例えば、当事者の一方が協議の不成立の確認を申し出、他方がこれを認めること等により、「協議が成立しない」ことを明確にする必要があります。
- 3 買入協議による農用地の買入れは、特例事業として行われるものであり、かつ、当該農用地の価格が、その土地の近傍類似の取引や生産力等からみて適切であると判断されるものとします。

第4 その他の留意事項

農用地の売渡しに当たっては、買入協議の目的を担保するために、当該農用地を引き渡した日から5年を経過する日までの間は買戻しの特約を付すものとします。

農用地利用改善事業に関する留意事項

第 1 農用地利用規程の内容

農用地利用規程には、次に掲げる事項を定めることとします。この際、市町村が定める基本構想と整合性が確保されるとともに、地域における農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定める地域計画の達成に資するよう、基本構想及び地域計画と調和が図られていることが重要です。

- 1 「農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項」は、農用地利用改善事業の実施区域内における今後の営農の基本的な方向や形態に関する事項等必要な事項等を記載するものです。
- 2 「農用地利用改善事業の実施区域」は、通常は農用地利用改善団体の地区と同一です。
- 3 「作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項」は、作付地の集団化に関する事項、主要農作物の栽培管理の改善に関する事項等必要な事項等を記載するものです。
- 4 「認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項」は、認定農業者とその他の構成員との役割分担に関する事項、農作業の共同化に関する事項、農作業の委託に関する事項、農業用機械・施設の共同利用に関する事項等必要な事項等を記載するものです。
- 5 「認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項」は、認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標のほか、作付地の集団化又は農作業の効率化のための利用関係の調整に関する事項、不作付地、荒し作りの解消・防止に関する事項等必要な事項等を記載するものです。
- 6 「その他必要な事項」は、地力の維持培養、堆きゅう肥・副産物の有効利用、集出荷の改善に関する事項等必要な事項等を記載するものです。

第 2 特定農用地利用規程の内容

特定農用地利用規程には第 1 に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を定めることとします。

1 特定農業法人等の名称及び住所

特定農業法人等の名称及び住所及び代表者名を記述してください。

2 特定農業法人等に対する農用地の利用の集積の目標

特定農用地利用規程の有効期間の最終年における当該農用地利用改善団体の農用地面積に占める特定農業法人等が利用する面積のシェアの目標を定めてください。

3 特定農業法人等に対する農用地の利用権の設定等に関する事業

農用地利用改善団体の構成員からの当該団体への利用権の設定等の申出に関する事項、特定農業法人等に対する農作業の委託のあっせん等の手続に関する事項等を定めてください。

4 農地中間管理事業の利用に関する事項

農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について特定農業法人等へ利用権の設定等を行う場合において農地中間管理機構を活用する等農地中間管理事業の利用に関する事項を定めてください。

第3 特定農業団体の要件

1 農業経営を営む法人でないこと。

2 令第10条に規定する基準に従った定款又は規約を有していること。

農用地利用改善団体の定款又は規約に関しては、目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項のほか、告示に定められており、特定農業団体については次のとおりです。

(1) 農林水産大臣が定める事項

- ① 総会の議決方法。
- ② 農用地の利用及び管理に関すること。
- ③ 農業用機械及び農業用施設の利用及び管理に関すること。

(2) 農林水産大臣が定める基準

- ① 構成員の加入及び脱退について不当な制約がないこと。
- ② 代表者についてその選任手続を明らかにしていること。
- ③ 総会の議決事項について定款又は規約の変更その他の重要事項が議決事項とされていること。
- ④ 総会の議決方法について構成員の参加を不当に差別していないこと。

3 その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農業経営を営む法人となることに関する計画であって一定の基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

この要件は、特定農業団体制度が、一定の期間経過後には農業経営を営む法人となった上で、効率的かつ安定的な農業経営へと発展することが期待できる組織であることを確認するためのものです。

4 その団体の主たる従事者が目標とする農業所得の額が定められており、かつ、その額が、同意市町村の基本構想において定められた目標農業所得額と同等以上の水準であること。

5 その団体が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、同意市町村の基本構想で定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。

6 耕作又は養畜を行うことを目的とし、当該耕作又は養畜について、構成員全

てで費用を共同負担するとともに、利益を分配して行うものであること。

この要件は、効率的かつ安定的な農業経営への発展の第一歩としては、その組織において、その行う耕作又は養畜に必要な資材等の購入から農産物の販売及び収益配分に至るまで一元的に経理が行われることが重要であり、このことが確認される必要があるとの観点から設けられたものです。